

平成 28 年度文書館古文書実践講座（2 班）
平成 29 年度文書館古文書実践講座（2 班）

萩藩三代藩主毛利吉就の参勤交代

— 貞享四年「御参勤御船中御道中諸事」 —



萩城五層楼写真（吉田樟堂文庫 2706）

第二版

目次	1
解説	2
貞享四年の参勤交代行程表	5
参勤交代ルート図	6
凡例	7
御参勤御船中御道中諸事	8



「御参勤御船中御道中諸事」（表紙と本文）

解説

平成28・29年度古文書実践講座2班がテキストとした貞享四年「御参勤御船中御道中諸事」(毛利家文庫47参勤1・全二冊)は、萩藩三代藩主吉就一行が、貞享四年(一六八七)三月十一日から四月十日にかけ、参勤のため萩から江戸へ向かった様子を書き留めた藩の記録である(萩藩記録所作成)。全行程二九日間の旅であった。実践講座では、江戸時代の旅日記の解説をひとつのテーマとしているが、本記録はいわば「萩藩主の旅日記」といえるものである。

毛利家文庫「47参勤」「48下向」には、萩藩主の参勤交代(萩↓江戸、江戸↑萩)の記録が大量に残る。そのひとつである貞享四年「御参勤御船中御道中諸事」は、萩から江戸への旅程をまとめた記録としては最も古い。江戸から萩への「御下向」をまとめた記録は貞享元年(一六八四)分が残る。

三代藩主吉就の参勤交代 吉就は天和二年(一六八二)二月、父綱広(二代藩主)の隠居に伴い家督を相続し、萩藩三代藩主となった。貞享元年(一六八四)五月、吉就は江戸を立ち六月に初入国を果たす。翌二年四月参府。同三年四月、吉就は二度目の帰国のため江戸を立ち五月に萩に着く。この二度目の帰国を終え、萩から江戸へ戻る行程を記したのが、貞享四年「御参勤御船中御道中諸事」である(『萩市史』『毛利十一代史』)。

参勤交代ルートの変化 南方長「萩藩参勤交代の行程―瀬戸内海通行から中国路通行への移行―」(『山口県文書館研究紀要』第二十九号 二〇

〇二年)によれば、萩藩主の参勤交代ルートは、享保十年(一七二五)を境に、それまでの瀬戸内海通行から陸路の中国路通行へと大きく変化した。享保十年までは周防国三田尻(大坂間、あるいは大坂より西の播磨国坂越(現兵庫県赤穂市)や同国室津(同たつの市)までは海路とし船で往来していた。ところが享保十年二月、参勤の御供船天長丸が遭難し一九名もの死者行方不明者が出る大惨事が起きた。これを契機に萩藩は、以後参勤交代に陸路が選択されるようになったという。加えて街道整備が進み、陸路での安全かつ快適な旅が可能になったという一般的状況も陸路選択の背景にある。こうした点をふまえると、貞享四年「御参勤御船中御道中諸事」は、陸路中国路通行以前、瀬戸内海通行時代の参勤交代の記録として価値をもつものといえる。

参勤の行程・ルート 参勤の行程・ルートは後掲「貞享四年参勤交代行程表」および「ルート図」に示したとおりである。各区間での記述につき特徴的な点をあげておく。

(1) 萩→三田尻

三月十一日、吉就一行は萩城を出発する。出発日(日並)は満願寺が占っている。出発直後には藩主が一門筆頭宍戸家の屋敷に立ち寄

ることが先例であったようである。一行は萩往還を南下し、佐々並で休泊後、山口に一泊、翌十二日三田尻に至る。天候が悪く翌日も三田尻に止まり、十四日ようやく三田尻を出港した。この間の記録には、山口、宮市、三田尻各地での出迎え・見送り、一門以下の家臣や領民から献上された品々、藩主による街道周辺寺社への参詣や初穂献上、通行安全祈願の祈祷依頼などの記述がある。

(2) 三田尻↪上関

三田尻出港後、「石場」で一泊し、十五日に上関に着く。「石場」は徳山藩領内の地名と考えられるが、場所がはっきりしない(笠戸島より西。あるいは石材の切り出し場のあった天津島か)。上関までの間、都濃代官や熊毛代官が宰判内の庄屋を連れて参上し、「御台所御仕入」「御舟御仕入」として肴や野菜、花などを納めている。上関では御茶屋に宿泊している。

(3) 上関↪室津(播磨国)

上関出港後、十六日安芸国亀ヶ首(現広島県呉市倉橋島)、十七日備後国鞆(現広島県福山市鞆町)に一泊。十八日鞆出港後、下津井(現岡山県倉敷市下津井)に潮待ちのため停泊し、夜中四つ時(午後十時頃)出港、十九日卯の下刻(午前六〜七頃)に備前国牛窓(現岡山県瀬戸内市牛窓町)に至る。計画ではここから船で播磨灘沖を進むはずであったが、悪天候で渡海が難しく、「功者之御船頭中」と協議したり、室津(現兵

庫県たつの市御津町室津)で「日和見功者之者とも」に意見を聞いたりしたもの渡海の目途が立たず、結局、室津に上陸し陸路を進むことにした。急遽ルートが変更されたため、人馬の調達に奔走している。二十日室津上陸。

(4) 室津↪大坂

室津上陸後、一行は山陽道を東へ進み、二十日姫路(現兵庫県姫路市)、二十一日明石(現兵庫県明石市)に宿泊し、二十二日大坂に着く。記録には、街道周辺諸大名とのあいさつ、贈答、宿泊・休泊地宿主への褒賞下賜、大坂到着後、大坂町奉行・大坂城代への付け届け、諸方からの献上品、支藩や縁戚大名の留守居からのあいさつに関する記述がみえる。

(5) 大坂↪京都

二十三日大坂を発ち、淀川を船で北上し、二十四日昼頃伏見に着く。伏見で一泊し、二十五日には「三条屋敷」(京都藩邸、京都三条河原町)に立ち寄っている。京都滞在中は、伏見奉行への付け届け、諸方からの献上品、前関白方への訪問記事などがある。また、京都での振る舞い方(京都所司代への付け届けや前関白方への訪問など)に関して、江戸の公儀人を通じ老中大久保加賀守へ「御内意」を尋ねたことに関する記述もみえる。

(6) 京都・桑名

二十五日京都三条屋敷を立ち、同日は大津（現滋賀県大津市）泊。二十六日水口（現滋賀県甲賀市）、二十七日石薬師（現三重県鈴鹿市）に宿泊し、二十八日桑名（現三重県桑名市）へと進む。二十七日、予定では関（現三重県亀山市）に宿泊のはずであったが、急遽石薬師へ変更している。大坂から江戸へ幕府公用銀一〇〇駄（「公儀之御銀子百駄」）を護送する一行が同日関に泊まることになり、京都・大坂両町奉行へも問合わせた結果、吉就一行が「御遠慮」したためであった。諸大名一行よりも「公儀之御銀子百駄」の通行が優先されたことがわかる。

*以上28年度解説分

(7) 宮・江戸

二十八日、桑名から船に乗り尾張国宮（現愛知県名古屋市中熱田区）へ渡り同所泊。翌日宮を出発し、以後東海道を東へと進む。一日後の四月十日江戸着。途中、幕府公用銀護送の一行（「公儀御銀子」）通過のため、急遽昼休みの場所を変更したケースがあるが（四月一日岡崎（現愛知県岡崎市）、五日島田（現静岡県島田市））、それ以外はほぼ順調に旅を終えている。

この間、浜名湖、天竜川、大井川、安倍川、富士川、酒匂川などで船を利用している。四月三日、新居から舞坂へと船で浜名湖を渡る際、乗船順をめぐり家来同士が渡船場でもめ合うと見苦しく、不

慮の出来事も起こりかねないことから（船場にて御家来一度二参かり候てハ以之外もめ相、見聞も悪敷、不慮之儀も出来可仕候間）、渡船場に役人を配置しスムーズに渡河が行われるよう指示している。

七日、一行は箱根（現神奈川県箱根町）で本陣川田角右衛門家に宿泊する。萩藩は以前より同家を利用していたが、近年建物が古くなり利用に支障を来したような状況にあった。そのため萩藩は、このままでは宿替えを検討せざるを得ないと川田家に申し入れていた。これを受けて川田家は建物の修繕を行ったようであり、萩藩は従来通り同家を本陣としている。建物修繕を行った川田家に対し萩藩は褒美を遣わしている。

*以上29年度解説分

○平成28年度古文書実践講座2班 受講生

高橋由多子・中村睦美・高山哲夫・武波博行・金田康房（順不同）

○平成29年度古文書実践講座2班 受講生

高橋由多子・中村睦美・高山哲夫・武波博行・萩原茂生（順不同）

〈サポート〉山崎一郎・和田秀作・吉積久年（山口県文書館）

貞享4年参勤交代行程表 (宿泊地、昼休憩等)

	月 日	国 名	経 路	宿 泊 地
1	3月11日	長門・周防	萩城発 → 佐々並 →	山口 (御茶屋)
2	12日	周防	山口 →	三田尻 (御茶屋)
3	13日	周防	(三田尻滞在)	
4	14日	周防	三田尻 → 〈海路〉 →	石場
5	15日	周防	石場 → 〈海路〉 →	上関 (御茶屋)
6	16日	周防・安芸	上関 → 〈海路〉 → 家室 → 〈海路〉 →	安芸亀ヶ首
7	17日	安芸・備後	亀ヶ首 → 〈海路〉 → 高崎 → 〈海路〉 →	鞆
8	18日	備後・備中・備前	鞆 → 〈海路〉 → 下津井 → 〈海路〉 →	
9	19日	備前・播磨	牛窓 → 〈海路〉 →	室津
10	20日	播磨	室津 →	姫路
11	21日	播磨	姫路 →	明石
12	22日	播磨・摂津	明石 → 尼崎 →	大坂
13	23日	摂津・河内	大坂 → 〈川舟〉 →	
14	24日	摂津・河内・山城	→ 〈川舟〉 →	伏見
15	25日	山城・近江	伏見 → 京三条屋敷 →	大津
16	26日	近江	大津 → 草津 →	水口
17	27日	近江・伊勢	水口 → 坂の下 →	石薬師
18	28日	伊勢・尾張	石薬師 → 桑名 → 〈船〉 → 宮	宮
19	29日	尾張・三河	宮 → 池鯉鮒	池鯉鮒
20	4月 1日	三河	池鯉鮒 → 藤川 → 赤坂	赤坂
21	2日	三河・遠江	赤坂 → 二川 → 白須賀 → 新居	新居
22	3日	遠江	新居 → 舞坂 → 浜松 → 〈天竜川〉 → 袋井	袋井
23	4日	遠江・駿河	袋井 → 日坂 → 金谷 → 〈大井川〉 → 島田 → 岡部	岡部
24	5日	駿河	岡部 → 〈安倍川〉 → 駿府 → 興津	興津
25	6日	駿河	興津 → 〈富士川〉 → 吉原	吉原
26	7日	駿河・伊豆・相模	吉原 → 三島 → 箱根	箱根
27	8日	相模	箱根 → 小田原 → 〈酒匂川〉 → 大磯	大磯
28	9日	相模・武蔵	大磯 → 戸塚 → 川崎	川崎
29	10日	武蔵	川崎 → 品川 → 江戸着	江戸



参勤交代ルート図 (3/11 萩~3/27 石薬師)



参勤交代ルート図 (3/28 宮~4/10 江戸)

凡例

一、当史料は平成28・29年度古文書実践講座2班が解読したものである。

一、漢字は原則として常用漢字を使用した。

一、変体仮名及び慣用的合字は、「江」(え)、「而」(て)、「者」

(は)を除いて、原則として平仮名に改めた。

一、適宜、読点および並列点を付した。

一、抹消部分は原則として省略し、訂正部分をそのまま本文とした。

一、説明として加えた傍注は()で示した。

一、本文右上に小活字()書きで付した数字は、講座で用いたテキストの頁数を示している。頁の区切りには破線を入れた。



行程記（三田尻周辺）

御参勤御船中御道中諸事

①
(表紙)

(二六八七年)
貞享四年御参勤
御船中御道中諸事
記録所控

②

貞享四年卯

萩御発駕当日ヨリ江戸

御参府当日迄諸事控

三月十二日 一三月十一日辰ノ上刻、御機嫌能萩
萩発駕
發駕日並
御発駕被成候、但御発駕之御日並ハ

満願寺

③

満願寺江被仰付考之、

但、去々年初御参勤、萩

御発駕ハ三月三日也、二ノ月

御参勤よりハ御参府少々

御延引ニても不苦との儀ニ付如此、

式台前、四
本松見送り

一 去々年初御参勤之通ニ、御式台之
前より四本松迄段々御見送之面々

罷出候事、

六戸修理宅
(一門・就延)

一 六戸修理宅江為御首途去々年
被成御下候、依之先頃彼宅被成

御下御膳被召上候、然者去々年

御発駕当日ニも御立寄被成、御

熨斗并七種之御菓子被

召上候、御吉例之通ニ今日も修理

④

宅御立寄被成候、御熨斗差上、

七種之御菓子被召上、追付

御発駕之事、

六戸修理内

修理

一 杉重一組

内より

右去々年も右之通ニ付、献上之及

披露候事、

にこり淵、
大屋繩手見
送り

一 去々年之通ニ、にこり淵より大屋
繩手江御家来之諸士順々御

見送ニ罷出候事、

明木

一 去々年之通、明木町迄吉川
(吉川迄)

吉川内蔵助
見送り

内蔵助殿為御見送被罷出候、御

駕籠之内ニて御相对被成候事、

佐々並御茶屋
(御茶屋)
一 佐々並御茶やへ被為人、御昼休被成

⑤

(4頁挿入紙)

貞享四卯三月十一日萩
御発駕
吉就公御参勤御道中
記録之内左之通

⑥ 追付御発駕被成候事、

但、佐々並御着之時、町はつれへ

御代官罷出御目見、扱又

同所御立之時、御茶や御門外

二て御所務代手子御目見之事、

佐々並発
一 佐々並迄御機嫌克御着、御昼休

被成、御発駕被成候通、萩御留守居中へ

(阿比・毛利・江言加判) 當役
毛利宇右衛門・栗屋帯刀・口羽助之進

一 紙之書状を以、佐々並より相知せ候事、

一 三月十一日八ツ時、山口御茶屋へ被為

山口御茶屋
山口代官
入候、彼地御所務代草刈六左衛門御熨斗

指上候、六左衛門へ御熨斗被下之、

一 山口江御機嫌能御着之段、同晩萩へ

宇右衛門・帯刀・助之進より一紙を以相達候事、

木町橋詰迄為

⑦ 一 山口御着之時分、木町橋詰迄為

御迎、草刈六左衛門・検使樋崎久右衛門并

六左衛門手子中・山口町年寄・十社之

小郡代官
社人罷出候事、

一 付、小郡御代官小沢七右衛門儀も

山口御代官一所へ罷出筈候処二、

郡中御用有之今年ハ不罷出候事、
一 銀耆枚充 御初尾

山口十社
初穂献上

伊勢 多賀 八幡 三宮 厳島

諏訪 山王 祇園 今天神 熊野

右去々年も右之十社へ御代参を以

御はつば被差上候付、今度も如此候事、
(初穂)

右十社江之御名代 御使番
兼重新右衛門
大番

中村与左衛門

⑧ 但、去々年ハ御手廻り中小姓之

内より御名代被遣候事、

一 右十社より御祈禱仕、御札守御茶やへ

持参仕差上候、於記録所土屋右衛門へ

相对之事、

一 御香奠錢二十六文充

一 御樽一荷二折

但、御樽料ハ萩より沙汰之事、

常栄寺

妙寿寺

周慶寺

大通院

右御名代秋里治右衛門を以

被差上候事、

毛利市正

⑨ (しめ)
一 しめ貝 毛利市正より
(當職・就直)

一 ふき

右為伺御機嫌、使者を以右之通
献上之披露有之、栗屋帯刀より
奉書を以て相達候事、

一 兩種 草刈六左衛門より

右前々献上物被仰付二付如此、

一小郡御代官よりも前々献上物仕候へ共、
今度ハ郡中御用有之山口へ不罷

出候二付而、不能其儀候事、

宍戸半右衛門父

一 鯉一折 宍戸智西

右御上下之度々一種献上二て、御

(10)

茶や罷出付 御目見被仰付候、

此度も右之通献上二て罷出候故、

御目見被仰付候、御料理等ハ不被遣候事、

一 御召下御小袖壹つ 宍戸智西へ

右於御前拝領被仰付候事、

一 草刈六左衛門世倅治右衛門・大検使榎崎

久右衛門、此両人事、智西へ

御目見之御席二被召出

御目見被仰付候事、

一 山口御着之晩、草刈六左衛門・同治右衛門・

榎崎久右衛門へ三人一所二て壹汁五菜之

御料理被遣候、通ひ御陣僮

(11)

鷹匠弘勘四郎

一 銀式枚

御鷹匠
弘勘四郎

右三田尻迄御鷹御すへさせ御供

被仰付筈二て山口迄被召連候とも、

公儀より被仰出之首尾二付而、御鷹

御すへさせ候事御遠慮被成様子二

付而、俄山口より萩へ被差戻候、彼者御

在国中苦勞仕、三田尻迄罷出之

用意二て罷出候付而、被対苦勞

旁被遣之、

三月十一日
山口発

一 三月十二日辰ノ上刻、御機嫌克

山口御発駕之事、

付、草刈六左衛門・同治右衛門・榎崎久右衛門

其外例年之通二鰐石迄為

御見送罷出候事、

鰐石見送り

(12)

氷上山参詣

一 御通り掛、氷上山へ御参詣被成候、

宝乗坊

宝乗坊へ被為入、御行水被成、御上下

被召せ本堂へ御参詣、御拝

真光院

相済、真光院書院被為入候事、

一 銀壹枚充

御香奠

(徳川家康)
権現様御宮

(徳川家綱)
厳有寺様御仏前

但、去々年ハ初御参勤二付而

銀拾枚充被差上候事、

一御樽一荷二折 真光院へ

但、是ハ萩より之仕出ニ而被遣之、

一真光院ニて御雑煮・御菓子など

被召上御発駕之事、

⑬

一金百疋充 御初尾

妙見社・山王
社・愛宕

妙見 山王 愛宕

右真光院御立之時分御参詣、

一金百疋

右釈迦堂へ被指上之、

釈迦堂
宝積院

一金三百疋 宝積院へ

法乗坊

一銀壹枚 法乗坊へ

防府天神

一上銭壹貫文 防府天神へ

右防府御通り之時分、中村与左衛門

為御名代参詣被仰付候事、

⑭

国分寺 国分寺江御下之事、

一国分寺より今晚御膳指上度通

兼々願二付而、御通りかけ御下り

可被遊との御事ニて、氷上より直様彼寺

被成御下候、御昆布・栗住持指上

国分寺へも被遣之、

一時服二

一銀拾枚

一御樽代千疋

一御肴二箱 国分寺江

右初而御下ニ付而於御前被遣之、

一御三献ハ無之事、

⑮

護摩堂

一右相済、護摩堂へ御参詣銀子

壹枚被差上候事、

一護摩堂より御帰被成候上、三汁十菜之

御料理差上候事、

一御相伴毛利宇右衛門・栗屋帯刀・口羽

助之進・（手廻頭・就勘）児玉四郎兵衛・栗屋与十郎・

村上三郎兵衛并小川玄達被召出候、

児玉四郎兵衛事ハ三田尻迄御見送ニ

罷出ニ付被召出候事、

御茶・御菓子

一後段御菓子・御茶被召上、七ツ過

御立之事、

一金百疋 御初尾

右国分寺御立之時分、薬師堂へ

⑯

御参詣ニ付而被差上候事、

国分寺御勝手

村上三郎兵衛・平岡八左衛門・飯田七郎右衛門・

平佐源七・村上作兵衛・吉井平右衛門・

磯兼四郎兵衛・弘中藤右衛門・弘中吉左衛門

白井又右衛門

右御勝手二居候付、御目見被仰付候事、

一 国分寺にて御通ひ其外限有之

面々計り平服半上下之事、

(船手組頭)

三田尻出迎え

一 三田尻へ御着之時分、三田尻両頭并
(船手組)組中、其次間を置御船頭中、宮市

町はつれへ同所町年寄、防府

天下送場ニ被付置候兒玉市郎兵衛、

是ハ天神之前へ罷出、三田尻

(17)

町はつれへ同所之町年寄五十君

清介、いづれも去々年之通ニ罷出候事、

三田尻御茶屋出迎え

一 三田尻都合人乃美八郎右衛門・勘場
兩人・同所検使・田島舟究之

役人・徳地御代官、此外三田尻

下役人、是等ハ御茶や御門之外へ

罷出候事、

一 御茶や御式台へ御先へ被遣候出頭役・

御奥番頭・御目付其外御手廻り之面々

罷出候事、

一 御茶やへ被為入、乃美八郎右衛門御熨斗

持出差上之、八郎右衛門へも御熨斗

被遣之、

一 御茶や被為入魚之御膳被

(18)

召上候事、

一 三田尻へ御機嫌能御着被成候通

(阿川毛利・江戸加判ノ当役・寶屋ノ手廻頭・口羽就遣)

萩御留守居中へ宇右衛門・帶刀・助之進より

一 紙を以相達候事、

一 為伺御機嫌、萩御留守居中より

松田木工三田尻へ被差越候、木工事

御茶や罷出、宇右衛門・帶刀相對

御留守居中よりハ書状差出口上

海陸の御祈禱

一 海陸之御祈禱、満願寺・国分寺

両寺にて執行申付之由にて、御札守

(吉敷毛利・當職・就遣)

於三田尻毛利市正より差上候、此御

(19)

札守ハ、早晚大坂迄以飛船差上

候へとも、御船中御順よく被成御座候時ハ

間ニ相申間敷と候て、三田尻へ差上

(記録所出題)

之由申来候、則大和四郎左衛門遂披露

一 萩御発駕、当日五社へ御代参

被仰付候、依之御札守、市正方より

差上被申ニ付而、是又大和四郎左衛門

五社代参

遂披露候事、

天満宮月次
御祈禱
一天満宮より月次御祈禱ノ御札守

差上付而右同人披露之事、

真光院御札守
一御札守 くるみ一箱 真光院より

右御船中・御道中御祈禱同様ニ

(20)

執行仕、御札守使僧を以差上之

及披露候事、

一 国分寺江御下ニ付而、為御札

罷出候付而御目見之事、

粟屋帯刀内
献上物
一御札守并御肴一種 内より

右献上ニ付而大和四郎左衛門披露之、
左候て口羽助之進より奉書差越候事、

一御札守并水茶一折 国分寺より

三田尻近辺
寺社献上物
三田尻辺寺社より献上物

一御札一折充

松ヶ崎 同所
大専坊 円楽坊 乗林坊

(21)

一御久米一折充

天満宮 同所
大宮司 鈴木大夫 都太夫

一御札一折 大崎一ノ宮 徳楽坊

一御被一折充

大崎一ノ宮 同
大宮寺 土や蔵人

一御札守

一同一折

一扇子一箱充

大塚 三田尻 同
光宗寺 正福寺 明覚寺

同 専称寺 同 正覚寺 同 光妙寺

同 西念寺

(22) (23)

右御茶やへ持参候而差上候、大和

四郎左衛門へ相對、退出仕候事、

(貼紙)

長府之分へハ前ニ有之通
岩国之通ニ外願書仕候

長府藩主使者
一毛利甲斐守殿より三田尻へ使者

被差出候、使者羽仁助八事、御茶や

被召出御目見被仰付候、

披露ハ御使番天野九郎左衛門也、

岩国使者
一吉川内蔵助殿よりも使者被差出

両種献上之、使者今田助之進被

召出、右一同二御目見之事、

一松田木工事、右之御席ニ

御目見被仰付候事、

長府・岩国使一長府・岩国よりの両使江御目見
者御目見得

(24)

以後御式台上の間ニて二汁五菜之

御料理
御料理被遣之、兩人一所也、相伴ハ

御使番天野九郎左衛門・かよひ御陣僮

御遣羽織

一御遣羽織袴つ充

甲斐寺殿使者
羽仁助八
内蔵助殿使者
今田助之進

右御料理被遣候以後被遣候、御書院小姓

広蓋二入之持出、大和四郎左衛門申聞せ候事、

一御肴一箱充

御一門中
老中より

一門・老中
以下献上物

右為伺御機嫌僱相使者を以

於三田尻献上之、

一同一種

但、惣中より

右与頭中より、為伺御機嫌僱相

飛脚を以献上之、

一同一種

但、断右同

右寄与中より断右同、

右之通二御一門衆・老中・組頭中・

寄与中より為伺御機嫌、僱相使者・

僱相飛脚を以献上之ニ付、書立

を以大和四郎左衛門披露之、左候て粟屋

帶刀より夫々へ奉書を以申入候、

但御一門・老中より之僱相使者

之儀、御茶や記録所口へよび入

大和四郎左衛門相對、帶刀より之奉書
相渡之、

一箱肴一種

理証院より

右御機嫌伺として献上之、大和

四郎左衛門披露之、帶刀より書状を以
相達候事、

一御肴一種

三田尻都合人
乃美八郎右衛門

右三田尻都合人より前々御肴

献上仕二付而、今度も如此、

一鯉一折

児玉四郎兵衛

右今年御国休息被仰付二付、三田尻

迄為御見送罷出候、依之献上之、

②⑦
一小あゆ一折

右田毛利・就僧
毛利六郎左衛門より

右ハ右田ニて取せ申候由ニて使者

を以献上之、栗屋帶刀より奉書

を以申入候事、

一御肴一箱

阿川毛利・就方
毛利宮内より

右為伺御機嫌献上之、

断右同、

一御肴一折充

船手組組頭・武真
村上主水
船手組組頭・景信
村上三郎兵衛
村上武真
村上白翁

小鮎

鯉

三田尻番頭
献上物

一同一折充

平岡八左衛門

村上太左衛門

飯田七郎右衛門

牧野市之介

山県与右衛門

右三田尻番頭五人よりの献上物、

(28)

太体成くるしき様子ニ候へとも、

御在国之時分、大組之番頭より

年中一度充御肴献上被

仰付候、依之三田尻番頭

之儀も御上下之節、八組番頭

通り之並を以、僉儀之上御肴

献上被仰付候、御在国之時分、

萩などへ何によらず献上物など

仕候様ニハ一円不相成候事、

右三田尻両頭・白翁并番頭五人

よりの献上物、書立を以大和四郎左衛門

披露有之、両頭・白翁江ハ口羽

助之進御意申聞、番頭五人

江ハ大和四郎左衛門御意申聞せ候事、

(29)

一乃美八郎右衛門・検使相嶋仁右衛門・勘場

兩人へ去々年之通ニ御料理被遣候、

但、八郎右衛門へハ記録所ニて被遣、検使・

勘場兩人へハ御式台ニて被遣候、

勘場兩人へハ前々御入国之時

計被遣、御参勤之時ハ不

被遣候へ共、萩より被差出候右

検使へ御料理被遣候、然時ハ

勘場兩人之儀も検使一同ニ

可被遣と候て、去々年御参勤

之時より被遣候事、

一三田尻両頭并番頭五人へ

御入国之時ハ於御茶や御料理

被遣、御参勤之時ハ前々より

不被遣候ニ付不及沙汰候事、

(30)

一三月十二日ハ諸事御乗船之

御用意為旁御滞留之筈也、

十三日御乗船被成筈ニ候へ共、日和悪

十三日も三田尻御逗留之事、

三月十二日
三田尻逗留

医免能美由庵

能美弥左衛門事

能美由庵

(尻脱)

右彼者医者相心得、三田辺之

調法ニ相成、其上御大名衆舟

繋之時、病人有之時ハ三田尻へ

医者やとひ二参候、左様之時ハ
彼者をも被遣、御用ニ立候付而

(31)

近年ハ俵子など被遣置候
依之御沙汰之上、此度御
通り掛御目見被仰付候事、

三田尻町人
畑田屋

三田尻町人
畑田や

右御用等別而丁寧ニ相調、
扱又於三田尻内証難儀之
者共へハ何かと心遣仕相救

御為ニ相成候由ニ付、御僉儀之上
御通りかけ御目見被仰付候事、

(32)

三月十四日
出発・乗船

一三月十四日、今朝御乗船可被成との
御事ニ候へ共、雨天ニ付日和見合被
仰付、昼過より天気上り申ニ付而、
ひつしの刻御乗船被成候、於御船
乃美八郎右衛門御熨斗差上候、八郎右衛門
事追付御暇也、

(33)

一児玉四郎兵衛事、御船迄被召連
追付御暇被下候事、
一御召下呉服式つ、児玉四郎兵衛へ

右御茶や御立之時分、於御前
拝領被仰付候事、

村上主水

一萩より為伺御機嫌罷出候松田
木工事、御乗船之時分御船場へ
罷出、御目見直様萩へ罷帰候事、
一村上主水事、此度番手ニ付御船中
御先乗被仰付候ニ付、先御座舟へ
罷出御目見被仰付、則自分
乗船へ被遣候事、
一御乗船被成、追付御押舟ニて御
出船被成候、依之

(34)

（前藩主綱公（綱公女・内藤氏信經等）
大殿様・紀伊様之御前様へ為

御知せ御飛札を以被仰進候、
於三田尻御書旁調被仰付、
御乗船被成候とそまゝ飛船被遣候、
一国司主計・児玉三郎衛門方へ宇右衛門・
帯刀・口羽助之進よりも何時御
乗船被成、何時御出船之通委
細相達候事、
一萩御留守居中へも宇右衛門・帯刀・
助之進より右之趣飛脚を以
相達候事、

飛船

一吉川内蔵助殿へも御乗船之通
為御知、有福二郎兵衛迄宇右衛門・帶刀
より申遣候事、

(35)

一御乗船之時分早晚之分ニ、三田尻
御船手中・御船頭中例之通ニ
御見送ニ罷出候事、

三月十四日
石場泊

一三月十四日七ツ過ニ石場迄被成
御座、御かかり被成候事、
一初而之御泊ニ付而、為伺御機嫌、
大組番頭・御目付・御使番・御手廻
物頭・大組物頭御船へ罷出老中へ
相對、退出候事、

一出頭役・御目付・御使番・御手廻物頭
いづれも各番ニシテ昼夜御座舟ニ
御番仕付而御舟へ相詰候事、

(36) (37)

一一之御泊ニ付而御座舟并両
御召上中之船子共へ御肴一種ニて
御酒被遣候事、

(貼紙)

徳山之分へハ
前ニ有之岩国之通ニ
外題書仕候

徳山藩使者

(徳山藩主・元覽)

一毛利式部殿より為伺御機嫌、桂
民部石場へ被差出候、彼領内へハ
御供仕候様ニと兼々被申越候由、
御舟へ罷出候、老中相對之後、
大和四郎左衛門達上聞、民部事
被召出御目見被仰付、式部殿
江之御返納御直ニ被仰聞候事、

一御肴一折 桂民部より

右献上ニ付、四郎左衛門遂披露候事、

(38)

一民部へ手作事ニて御料理被遣候、
栗屋与十郎相伴也、濃茶をも
被遣候事、

綿入羽織

一綿入羽織壹ツ 民部へ

右御料理被遣候上被下之通、
大和四郎衛門申聞せ候事、

三月十五日
石場出船

一三月十五日卯ノ中刻、石場
御出船、順風無之候へ共御押舟
ニて被成御座候事、

茶

一御茶

菓子

一御菓子

鯛

一鯛

右毛利宇右衛門方より献上之、

(39)

挽茶
干菓子

一引茶^(挽茶)

一干菓子

一肴

右宇右衛門方より御侍廻り・記録所
其外御舟乗与之面々へ音信

有之候事、

一御肴一種

都濃郡代官・
庄屋
肴・野菜

都濃郡御代官
桑原新左衛門より

一野菜一折

右、才判所之内御通り之時分、

笠戸にて御船へ罷出献上物仕候、

老中相对、其後達

上聞御目見被仰付候、右献上物

普賢寺

一室積之普賢へ早晚御船頭

之内を以御初尾被差上候、国行平左衛門へ

金子百疋御持せ被遣候、左候而洗米

取帰候二付、御席を以達

上聞候事、

桂民部

一桂民部事、昨日以来御船中

御供仕、上の関御着前かと為

(42)

伺御機嫌御舟へ罷出候、手作り

二て毛宇右衛門・粟帯刀令相对、

其後達上聞、口羽助之進を以

被成御意候、左候てもはや御供二

不及候間、在所引取可然之由、各指

留候付而罷帰候事、

一三月十五日さるの刻、上之関御着

熊毛郡代官
野菜
花桶

一御肴

一野菜

一花一おけ

長沼九郎右衛門

右熊毛郡御所務代就被仰付、

上関着

上関代官

終日順風無之、御押舟ニて被成御座候事、
一上之関御着船前かと彼地御所務代

御座平右衛門御船へ罷出候、平右衛門より
両種献上物有之、老中相对、其後

御目見被仰付候、平右衛門世倅嘉兵衛

召連罷出ニ付而、一同ニ被召出候事、

一御座舟之御船頭大田藤兵衛・津田

御座船船頭
御目見

(43)

市左衛門・藤兵衛世倅八兵衛・小田村嘉兵衛

此者共事平右衛門へ御目見被仰付候、

御席ニ御目見被仰付候事、

上関御茶屋

一御茶やへ御上り被成候へハ、平右衛門手子

中へ御通り掛之御目見

被仰付筈ニ候へ共、御茶やへ不被為

上候付而、上之関役人いづれも御舟へ

罷出候、老中相对ニて退出候事、

上関浦年寄
室津浦年寄

一上之関浦年寄両人・室津浦年寄

両人、肴・野菜御舟へ仕入として

持参罷出候、土屋右衛門八相对候而

差戻候事、

医師小泉道宅

医師

小泉道宅

(44)

右上之関ニて御用ニ立、地下

調法之者候付而、少々御心付

等被遣置候、依之此度御通り掛之

御目見被仰付筈ニ候処ニ、御茶やへ

御上り不被成候付不能其儀候、

就夫役人一同御舟へ罷出候、

老中相对之事、

三月十六日

一三月十六日辰ノ刻、上ノ関御出船、

上関発
家室着

同日八ツ時家室へ御着船、塩時

悪敷ニ依而御塩かゝり之事、

家室代官久
坂五郎兵衛

一家室辺御代官久坂五郎兵衛事、

御船へ罷出候并五郎兵衛ニ被付置候

役人いづれも御船へ罷出ニ付而

(45)

老中相对之事、

一御肴一折 久坂五郎兵衛より

右之通ニ差上候、五郎兵衛儀

御目見被仰付、献上物及披露候事、

手子

御庄や

友沢惣右衛門

林二郎右衛門

御庄や

二郎右衛門子

加藤善右衛門

林万之介

御庄や

御庄や

石崎三郎右衛門

鈴木三郎兵衛

右五郎兵衛召連御舟へ罷出候、右之

者共よりも肴・野菜等御仕入

として持参、老中相对之事、

野菜

一上銭壹貫文充

(46)

林二郎右衛門・加藤善右衛門・石崎

三郎右衛門・鈴木三郎兵衛

右之通ニ被遣候事、

一鯛一折

栗屋帯刀より

右献上ニ付而遂披露候事、

一挽茶

一干菓子

右同人より

一鯛

右御座舟面々へ音信之、

(47)

一家室ニ御塩かゝり被成候処ニ、追付

塩時よく相成候付、七ツ時分家室

御出船被成候事、

津和ノ

一銀貳両

青木七右衛門

右津和御通り時分御船へ罷出候、

土屋右衛門八令相对候、右之銀子

御船頭ニて被遣之事、

一三月十六日夜之五ツ時分、芸州

亀カくび御着、御船かゝり之事、

一三月十七日卯ノ下刻、亀カくび

御出船之事、

(48)

蒲刈島多賀
谷七郎大夫

一花一桶色々

(蒲刈)
かまかりの

多賀や七郎大夫

右御通り時分、早晚之分ニ御舟へ

罷出候、父善右衛門事病氣候之由ニ而

世倅計罷出候付、栗屋帯刀并

大和四郎左衛門相对ニて差戻候、

右之花四郎左衛門遂披露、御前へ

差上候事、

一金貳百足

多賀や七郎大夫へ

右前々より被遣来ニ付被遣候、但

去年御下候時分ハ父子共ニ罷出ニ

付而、親へ貳百足、世倅へ百足被遣候、

此度ハ親名代為旁世倅計

罷出候付而、世倅へ貳百足被遣候事、

(49)

安芸国高崎着

一三月十七日八ツ過、芸州高崎へ

御着船、いまた日高く候へ共、向風

其上塩悪敷ニ付而御塩待之事、

一七ツ過より塩時よく相成、風やはらき

申ニ付而高崎御出船、夜中

御押舟ニて八ツ過輒へ御着之事、

一終日夜中御押舟ニて被成御座候付、

舸子共別而苦勞仕候付、御座舟并

舸子褒賞

備後国鞆着

安芸国亀ヶ暮
三月十七日
亀ヶ首出船

伊予国津和

家室出船

鯛

干菓子

挽茶

鯛

阿伏鬼観音

一上銭壹貫文

あふとの
観音

四艘之御引舟之舸子中へ御酒被遣候事、

右御船頭山本新右衛門へ御初尾

御持せ被遣候、御札取帰候付、達

(30)

上聞候事、

三月十八日
輦出船

一三月十八日卯の中刻、輦御出船、

今朝も順風無之候へ共、太体日和

能候付而、御押させ候て御出船之事、

一銀壹枚

輦の

ねこや助右衛門

右御舟へ罷出二付、土屋右衛門八

令相對候、但前々ハ差上物等仕二付、

銀貳枚充被遣候へとも、去年以来者

御俟約二付而差上物御受納不被成候、

依之去年御下向之時より銀壹枚

被遣候付、今度も如此候事、

一御肴一種

口羽助之進より

右献上之事、

(31)

一引茶

一干菓子

右同人より

一生肴

右御傍廻り其外へ音信之、

江戸へ飛脚

一三月十八日御用之儀有之、江戸へ

御飛脚(飛脚以下同)被遣候付、大殿様・

紀伊様之御前様へ輦迄御機嫌

よく昨夜御着船之通、以御書

被仰進候事、

下津井着

一三月十八日八ツ過下津井へ御着、

御塩待被成候事、

(32)

一金貳百疋

下津井

辻善右衛門

善右衛門世孫

一同百疋

同 半六

右御舟へ罷出二付而土屋右衛門八

相對申候、前々被遣来二付而、

御船頭を以被遣之事、

一下津井二御塩かゝり被成候処ニ、夜中

四ツ時分より塩時よく相成二付而、

御押舟ニて翌十九日卯ノ下刻、

牛窓(牛窓)とへ御着船之事、

三月十九日
牛窓着

一金貳百疋

うしまと

奈須助三郎

一同百疋

右御舟へ罷出候付被遣之、断右同

(33)

一日和次第廿日二ハ灘御渡海之

筈候、然共此中只今迄之日和二

候へハ、灘御渡候儀御不定ニ相見へ候、
依之功者之御船頭中御船へ

御あつめ、大船頭大田藤兵衛・津田

市右衛門へ俟儀被仰付候処ニ、御船頭

中いつれもすへかねたる申分ニ付、

とくと難極候、依之室へいつれ

成共被遣、彼地御宿主両国や孫右衛門へ

相對、彼地日和見功者之者ともへ

聞合被仰付可然との儀ニて、御目付

細原惣右衛門・御手廻物頭藤井長右衛門并

御召替之御船頭吉賀權兵衛

被差添、牛まとより先達而室へ

(54)

被遣候、扨又弥灘御渡海之日和

無之、いつともなき天氣相なと、

申儀ニ候ハ、室より御上り陸通り

大坂へ可被成御座候間、次手二人馬

等之儀両国やへ相頼、手筈候を

取候而罷帰候様ニと惣右衛門・長右衛門へ

被仰付候事、

一 三月十九日昼時分、うしまと御出船

暮時分ニ室へ御着船之事、

(乗組)

一 御家来之又家来之者共乗与

牛窓出船
室着

荷舟之儀、此間順風無之難儀

仕候へ共、夜白精を出、惣之御供舟ニ

おくれ不申、追々室へ着船之事、

(55)

繪島庄屋

一 銀耆枚

繪島庄や

勝右衛門

右繪島より室迄罷出ニ付被遣之、

一 牛まとより先達而室へ被遣候

細原惣右衛門・藤井長右衛門并御船頭

吉賀權兵衛事、室ニて日和之

様子聞合罷帰候、日和之儀於室も

難極、明日之灘御渡海御不定之

申様之由候、然者明日一日室ニ御かゝり、

明後日ハ風直し御渡海被為成との事ニ

候て、一日なとハ日和御待合可被成候へとも、

さきくの天氣相も難考儀ニ候、

御船中・御道中之御日数相極

たる儀ニ候へハ、いつとなく順風ニ成候

(56)

を御待被成候様ニも不被為成儀候間、

弥明日陸へ被成御上陸を被成御座、

可然との御事ニて、諸事其仕与被仰付候事、

一 室ニて人馬之儀、惣右衛門・長右衛門・両国やへ

沙汰候処ニ、通し馬三十疋・継馬

廿五疋・人足百五十人ハ室ニテ

心遣可仕候由申ニ付而、其手筈取候而
罷歸候事、

一室より尼か崎迄之人馬配として、

栗屋理右衛門・中村十郎兵衛被仰渡候、

兩人為手子御步行山縣庄右衛門・

弘七郎右衛門并御中間之者六人被成

御付候、左候て両国や孫右衛門御舟へ

よひ候て、人馬之員数旁之儀

(57)

沙汰仕候事、

一御家来中人馬賃銀之儀、俄之

儀ニ付而、従公儀仕出就被仰付、

中村十郎兵衛・栗屋理右衛門方へ御付之

御步行両人大到来より金銀

請取払方仕せ候事、

三月二十日
室津上陸

一三月廿日未之刻、室へ被成御上候、

左候て直様御発駕之事、

一御召下御羽織袴ツ

一御遣小袖袴ツ

村上主水へ

右室より御上り被成ニ付而、於室

御目見被仰付於御前右之

(58)

通拝領被仰付候、早晚大坂御着

船之上、於彼地被遣候へ共、此度者

室より御上り被成ニ付而室ニて被遣候、

尤主水事参宮之願ニ付、大坂

御供仕、夫より参宮仕筈ニ付、

とかく大坂へ罷越儀ニハ候へとも

室より被為上、御供一途無別条

遂其節ニ付、於室拝領被仰付候事、

御座船船頭
大田藤兵衛

一室より御上り被成候付、御座ふねの

御船頭之内、大田藤兵衛其外

御用ニ無之、室より御国へ被差戻候

御船頭之分、室御船場ニテ御通り

かけ之御目見被仰付候、御船頭へ

被遣候物有之事ニ候へ共、於大坂御沙汰

(59)

有之筈ニ候事、

御座船船頭
田市右衛門

一御座舟御船頭之内津田市右衛門事、

是ハ何角御用有之ニ付而被残置、

御舟之支配旁被仰付大坂へ被遣候事、

一御座舟并御供舟共ニ大かた室より

御国へ被差戻候、其内御用之御荷物并

御家来之荷物、大坂へ御取越させの

ため、関舟荷船之内其校了を以

御残させ、残御舟之儀ハ室より御国へ御戻し被成候事、

一御供人数之内、室より陸を不被

召連候ても相澄候者之分ハ、人馬

不如意ニ付而舟ニて大坂へ被遣候、

(60)

御荷物之儀も陸を御持せ不被成

候ても相澄候分ハ、其よりわけ有之

舟にて被遣候事、

一御用之御荷物并御家来之

荷物等室より船ニて被遣候付、御船頭

津田一右衛門・御歩行三人室ニ被

残置、其舟く二有之積荷之

沙汰仕、取おとし不申大坂へ積

上せ候様ニと右之者共へ被仰付候事、

大坂川船

一大坂川御座并御供舟、扱又上

荷船とも二去々年御参勤之時分、

大坂より尼か崎へ差廻候船数よりも

増候て、三月廿二日二到、⁽⁶¹⁾尼か崎参

(61)

相候様ニ可差廻之由、大坂へ先達而

申参候事、

一御手船室より御国へ被差戻候付而、

淀舟引加子不足可有之候、其不足

之所ハやとい夫を以御引せ可有之候間、是又其用意候様ニと大坂

為心得申参候事、

名村左大夫

一室ニて名村左大夫と申者人馬

之儀旁心遣仕、其上何角御用

之儀ニ付而口羽助之進・土屋右衛門八并

勝屋十右衛門・井関長左衛門・吉賀猪兵衛・

足立十郎右衛門、彼左大夫所をかり

御用相達、彼者儀別而心遣「⁽⁶²⁾」

付而、御通り掛之御目見被

仰付候事、

(62)

室宿間屋一室御宿主^(両国屋)所へハ中村

十郎兵衛・栗屋理右衛門其外御歩行

御中間など参、人馬之儀沙汰

仕候、依之両国やへも御通り掛

御目見被仰付候事、

一銀三枚充 名村左大夫

両国や孫右衛門

右何角心遣仕候付被遣之、

網千川

一室より姫路之間ニ^(網千川)あほし川とて

小川有之、此所為見合御手廻り

物頭天野新兵衛被遣候所之

庄やともより船等心遣仕御馳走
達仕候、依之夫々被遣物有之、左二
記之、

一金三百疋 船三艘分之賃銀

⁽⁶³⁾
一銀貳両 庄やへ

一同老両充 肝煎式人へ

一三月廿日未之刻姫路へ御着

被成候、(国府主家カ、下記序真参照)
国府西伝四郎と申者之所

御本陣也、

姫路藩主

一姫路之儀、本多中務殿城下二「^(忠國)
^(付)」

姫路江御着不被成内、先為御案内

公儀人乃美権右衛門先達而被

差越、御付届有之事、

一姫路へ御着被遊候上、御宿へ本多殿

よりも使者有之、使者被召出

御直二御返答被仰入候事、

⁽⁶⁴⁾
一本多殿より御通り之道筋掃

除旁被入念、別而御馳走之

ふり二相見へ申候、御供之やとく^(宿々)

はたこ等之儀も中務殿より御氣^(旅籠)

を被付と相聞、宿主殊之外

馳走達仕候、依之はたこ代



などの儀、馳走の品々心遣微

無之候様ニやとくへ払方仕候様ニと

御家来中へ内談を以被仰渡候事、

綿入羽織

一わた入羽織老ツ 堀山彦四郎

右彼者御由緒有之御出入仕者

ニて候、只今本多殿ニ有付罷居候二付

⁽⁶⁵⁾

御宿へ罷出候、依之被遣候、尤

御目見被仰付候事、

拾羽織

一拾羽織老ツ

国府西伝四郎へ

一銀五枚

右御宿被成候付被遣之、

三月十二日

一三月廿一日辰ノ上刻、姫路御御発駕之事

姫路発

一姫路明石之間二市ノ尾川・加子川

市ノ尾川

とて小川有之、船頭・加子共へ被遣物

左二記之、

一銀貳両充 船頭

庄やへ

一金百疋充 舸子共へ

⁽⁶⁶⁾

右市ノ尾川ニて右之者共罷出

御馳走仕候付被遣之、

一小判老両

一銀老枚

一同老枚 但、式両包五ツ分

一同老両

一同七分

右加子川御渡被成候時肝煎・

庄や・舸子中へ被遣物如此、

一三月廿一日、加子川にて御昼被成候事

一銀式枚
加子川御宿主
中谷与三右衛門

右御昼休二付而被遣之、

一三月廿一日、明石御一宿二付而

明石
明石藩主松平
若狭守直明
松 若狭守様へ為御案内、先達而

乃美権右衛門被指越御付届有之、
未之下刻明石へ御着被成候事、

一干鯨一箱 松 若狭守様江

右若狭守様為御参勤今朝明石

御立之由候へ共、今度御城下初而

御通り御一宿被成候付、為御祝儀

御使番兼重新右衛門御使者にて

被進候事、

(68)

一生鯛二

一長樽一

右若狭守様被仰置候由にて、大野

生鯛
長樽

贈答
干鯨

加子川

与左衛門と申もの御使者にて御音信

被成候、御儉約以来ハ御一門様

方より之御音信物等御受用

無之候へ共、御城下始而御止宿被成候

付而不及御理御受納被成候、尤

御使者へ御目見御直ニ御返詞

被仰入候事、

若狭守様御家老
間宮源兵衛
美濃部九郎三郎

(69)

右為伺御機嫌御旅宿罷出候、
兩人被召出御目見之事、

一時服二ツ充 間宮源兵衛

美濃部九郎三郎

右兼重新右衛門御使にて被遣候へ共、

御断申上受用不仕候事、

一御羽織老ツ充

御使ニ参候付

大野与左衛門

町奉行

郡奉行

右町奉行・郡奉行為御馳走

被差出ニ付被遣候へ共、御断申上

受用不仕候事、

(70)

一於明石も御家来(宿々)とく二て
はたこ等念を入宿主馳走達

仕候付而、はたこ代などの儀、其

心得を以弘方仕候様二と被仰付候事

一銀五枚

明石御宿主
姫路や弥三兵衛

拾羽織
一御拾羽織袴ツ

右御宿被成候付被遣之、

一金貳百疋

紙や五郎兵衛

右同所御用宿二付被遣之、

(1)

三月十二日
明石発
一三月廿二日卯ノ上刻、明石御
発駕之事、

兵庫
一三月廿二日御昼、兵庫御宿主
鷹見右近右衛門所也、

一銀三枚

鷹見右近右衛門

綿入羽織
一綿入羽織袴ツ

右御昼休被成候付而被遣候、

尼崎
青山播磨守
一尼か崎御通り之時分、青山播磨守殿へ
(金匱)

御付届有之事、

(2)

御舟配
一尼か崎為御舟配、御手廻物頭藤井

長右衛門被仰付、室より御先へ被遣候

御歩行兩人へ被成御付候、此御歩行

兩人ハ御借舟為旁長右衛門より

借り舟

先達而尼か崎へ参、船問合へ相對
仕、かり舟心遣仕候、御かり舟之
様子左ニ記之、

一四十石積之舟拾壹艘 但、三人加子ニシテ

但、壹艘二付而八匁充

一三十石積四艘 三人舸子ニシテ

但、壹艘二付而六匁九分充

一渡舟五十艘 壹人舸子

但、壹艘二付而壹匁四分充

(3)

一金百疋充

船肝煎

貳人

一銀壹両充

同下肝煎

貳人

右大坂より差廻候御船之外ニ於

尼か崎御からせ候舟之分如此候事、
(借らせ)

一三月廿二日暮時分、大坂御着

被成候、御屋敷被為人、例之通二河野

右衛門御熨斗差上候、右衛門へも被遣候事、

大坂町奉行

同所町奉行 (良道)

藤堂伊予守殿

小田切喜兵衛殿
(信利)

右大坂御着之晩、河野右衛門を以

(4)

御着之御付届被成候事、

右此度も御かけ通りニ御立寄被成、
公方様御機嫌御伺被成筈ニ候へ共
先大坂御着之御付届、且又

江戸御様体為可被聞召、

大坂御着被成早速御飛札を以

被仰達候、京都ニ被差置候^(京都留守居)冷泉

二郎右衛門迄右之御書被遣、彼者へ
持参被仰付候事、

一大坂御着之上、於江戸御老中迄以

御飛札、公方様御機嫌被相伺可然

之由、先達而御留守居児玉三郎右衛門并

⑦⑤

公儀人より申来候、勿論去々年

御参勤之時分も右之首尾ニ付而、

大坂御着之晩御飛脚被差越候、

御老中江之御書儀ハ於江戸

相調差出筈ニ候事、

一大殿様・紀伊様之御前様へも大坂より

為御見廻御使者被進筈ニ候へ共、大坂迄

御機嫌よく御着被成候趣、先為御

注進之国司主計・児玉三郎右衛門・

紀伊様御前様ニて、田坂伊右衛門へ

毛利宇右衛門・栗や帯刀より申達候事、

一御国元へも大坂迄御機嫌よく

御着之通、宇右衛門・帯刀・助之進より

一紙を以申達候事、

⑦⑥

一吉川内蔵助殿へも為御知有福

方迄、宇右衛門・帯刀より相達候事、

一大殿様より為御見廻有田文左衛門

大坂迄御差越被成候、文左衛門事

大坂御着より内着候て早々御屋敷

罷出候付、早速被召出、

大殿様へ御様体之通被成御尋

御口上被聞召候、御音信物左ニ

記之、

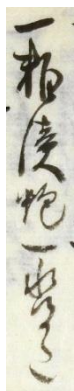
菓子箱

一御菓子一箱

粕漬鮑

一粕漬鮑一沓^(沓形カ)下記写真参照

大殿様より



拾羽織

一御拾羽織沓ツ

一御肴一箱

紀伊様之

御前様より

吉野蚊帳

一^(吉野蚊帳)よしのかや一箱

但、有田文左衛門便ニ被進候事、

御奥様より

一有田文左衛門事、翌廿三日御先へ
被差戻候御返詞旁御直二被
仰含候事、

一小判三両 有田文左衛門へ
右為御使参候付被对苦勞被遣之、

一大殿様江為御見舞、去々年御参勤

之時も大坂より御先へ一人被進之候付、

此度も御使可被進との御事にて、御書院

小性之内、三好弥二右衛門へ被仰渡候、大坂

御着翌日江戸被差越候、尤

御書にて委細被仰進候事、

一御肴一種充

大殿様

紀伊様之

御前様

御奥様

右ハ弥二右衛門を以被進候事、

一小判五両 三好弥二右衛門へ

右大坂より為御使江戸被差下候付

被对苦勞被遣候、尤道中をも

少々差急、於江戸御返事出次第、

出向御返答申上候様二と被仰渡候

但弥二右衛門事、道中九日・十日ほと三仕、

川崎迄罷出候様二と被仰渡候事、

一三好弥二右衛門江戸被差下候付、(江戸加判)
主計・児玉三郎右衛門・佐世勘兵衛・高須平七、此外

御部屋出頭・番頭・両御屋敷御目付・
公儀人・岩尾・田坂伊右衛門・上(上臈)

御つほね・御医師衆などへ被成
御意候事、

一大坂両町奉行衆へ大坂御着

被成、早速先河野右衛門を以御付届

被成、翌日御自身被成御出御勤

被成候、此外御自身御勤之先無之事、

一御太刀大馬代

大坂城代

大坂御城代(重頼)
内藤大和守殿

右大坂御着翌日御使者を以

右之通被差越候、御使者御手廻

物頭黒沢源左衛門被遣候事、

一御太刀大馬代充

一広折三十束充

大坂町奉行

大坂町奉行

藤堂伊予守殿

小田切喜兵衛殿

右断前同

素麴 一そうめん一曲物 (利長)
串海鼠 串海鼠一箱 斎藤左源太殿

右大坂御目付二付而被遣候事、

太刀馬代 一御太刀大馬代

広折 一広折三十束

川口奉行 (広隆)
小浜民部殿

右御着翌日御使者を以被
進候事、

(乗込)
松平縫殿殿

(信友)
安部摂津守殿

右大坂御城番二付、御着翌日

御使者を以被仰入候事、

堺奉行 (重氏)
境御奉行
稲垣淡路守殿

右在江戸二付而御勤無之、御進

物之儀も於江戸御沙汰有之候事、

一姫路御一宿之時、本多中務殿より

御馳走有之ニ付而、大坂より御飛札

を以御札旁被仰入候事、

生鯛 一生鯛一折 河野右衛門より

右前々之例を以献上之、

諸所献上品

諸所より指上物之内御受用被成候分、

一世尊寺経朝掛物一幅 大もんしや
宗音より

一鮒すし一桶 同
市兵衛より

一御札守二月堂平王
一長樽二 東大寺より

一綾森御茶
一鮒鮎一桶 竹田紹旦より

一琉球御草枕
一鮒鮎一桶 大黒や源右衛門より

一千鰯一箱 大塚や源右衛門より

一唐胡桃一箱 同正兵衛より

一生鯛一折 白井太左衛門

一御札十帖巻本 (84)
安養院

一六玉川沈箱 松坂や
一友禪絵 七郎兵衛

一御手拭二十 同
五郎左衛門

一蒔絵御香合
一箱肴一種 三木権大夫

一扇子箱 三木了甫

右御俟約此かたハ惣而諸所より之
音物御受用無之候へ共、右之分ハ

当り相二不相成儀ニ付而、御受納被
仰付候事、

(85) 伊達遠江守様より大坂御留守居

を以被仰越候へ、彼か方去ル十九日

大坂御着之由、於江戸可被得御意

との御口上之事、

一 藤堂伊予守殿へ使者被差越候、

彼方へ御見廻被成候御礼也、

一 毛 式部殿留守居平田忠兵衛

と申もの、為伺御機嫌罷出候事、

一 毛 甲斐守殿留守居半野十兵衛、

断右同、

一 毛 権三郎殿留守居区川団右衛門

断右同、

一 吉川内藏助殿留守居栗や

市左衛門、断右同、

一 松 出羽守様御留守居岡田作右衛門

罷出候事、

一 松 若狭守様御留守居大島

官兵衛罷出候事、

一 松 大和守様御留守居加藤

村之助罷出候事

一 松 平丹後守殿御留守居須江

治右衛門罷出候事、



御船手与方

杉左兵衛

江戸や孫右衛門

大墨但馬

江戸堀年寄新右衛門

土佐堀年寄弥一右衛門

後藤益庵

鳩 宗巴

尼崎や治右衛門

坂田や清兵衛

鱗や庄右衛門

松坂や又四郎子三郎

かこや与三右衛門

細原伝右衛門

同 万右衛門

一 河野右衛門・検使国司忠左衛門へ早晚
之通二御料理被遣候事、

一 御小袖壹ツ

一 小判拾両

河野右衛門

一 御羽織壹ツ

一 銀三枚

国司忠左衛門

右近年之格を以拝領被仰付候事、

一 拾羽織壹ツ

一 呉服二ツ

右彼者数年嗜置候手水鉢先頃差上候、

依之其御心持二て於于時被遣之

一 銀式枚充

一 小判壹両

御船頭

大田藤兵衛

津田市右衛門

小田村喜兵衛

一わた入羽織袴ツ充

漕船御船頭

吉賀権兵衛

矢野十左衛門

山本新右衛門

(89)

国行平左衛門

藤兵衛世倅

大田八兵衛

一銀壹枚充

林 喜介

桧垣文右衛門

飯田久右衛門

山本九左衛門

石川源兵衛

御座舟梶取

三人

一錢拾貫文

左右衛門

右彼者事御座舟ニて昼夜

肝を煎、舸子共へ下知仕、夜中

なども臥不申、抽候て苦勞仕ニ

付而、一廉之御褒美被遣可然

(90)

との儀ニて右之分ニ於于時被遣之

一銀三両

御座舟大工

一錢壹貫文充

治右衛門・善介・八郎左衛門・孫介

一金百疋

吉武丸矢倉

正三郎

一銀貳両

惣兵衛

右御船頭御舟付へ早晚大坂ニて

被遣ニ付、此度も右之分ニ候事、

三月十三日

一三月廿三日八ツ過、御機嫌よく

大坂発
川舟

大坂御立被成、直様御川舟ニ被為召候

彼地御立被成候へハ、早晚町奉行衆江之

(91)

御付届有之ニ付、河野右衛門事

被遣、早晚之通ニ御付届被成候、右衛門事

夫より直様御見送ニ罷出、御船ニて

御暇被遣候事、

三月二十四日
伏見着

一三月廿四日昼時分、伏見へ御着

被成候、同晚伏見御止宿之事、

伏見奉行
太刀馬代
広折

一御太刀小馬代
一広折三十束

伏見御奉行(善次)

岡田豊前守殿へ

右伏見御着被成、先御付届之

御使者被遣、其後御使者を以右之

通ニ被遣候事、

伏見宿

一銀五枚

伏見御宿主

羽二重羽織

一羽二重羽織袴ツ

木須や与左衛門

(92)

右御一宿ニ付被遣之、

扇子

一扇子一箱充

妙悟寺・妙玖寺・大通院

右上方上り居候付而罷出候事

天草

一天草壹壺

大黒や善四郎より

三木手代

一扇子一箱充

市郎兵衛

大こくや手代

半兵衛

百花香
龍涎香

一百花香
一龍涎香

小嶋友雪より

菓子

一御菓子一折

竹山三郎右衛門

鮎鮎
嵯峨野

一鮎すし一桶
一嵯峨野一桶

御使

右府様より

松本主馬

一御菓子一箱
一鮎すし一桶

御使

西園寺様より

宮城喜内

一御菓子一箱

うらをより

一同一折

黄梅院より

一轡(轡助)たすけ三かけ

藤村甚兵衛

一扇子一はこ

京
端坊

一轡たすけ三かけ

小牧惣右衛門

一扇子一はこ充

竹内太郎右衛門

太もんしや市兵衛手代

八郎兵衛

同

孫兵衛

生貝

一生貝一折

長君様より

菓子

一御菓子一折

竹田八郎兵衛

一同一箱

右同人手代

船井与兵衛

吉もんしや

甚十郎

香合

一御香合壹ツ

図巻

一図巻一折

妙源院殿より使ニて

一御札守藤の花

八幡中坊より

せにや

一扇子一箱

善兵衛

鮎

一鮎一折

木津や

与左衛門

鮎鮎
薫袋

一鮎のすし一桶
一薫袋一箱

中宮様より

一鮎のすし一桶

一御菓子一箱

御使

前関白様より

青木志摩

一鮎のすし一桶

冷泉二郎右衛門より

松平伯耆守
使者

一松平伯耆守殿より使者被差越候、

彼方ニも昨晚伏見御着ニ付、御見廻

として使者被差越候、此御方よりも

御使者被進候事、

西本願寺使者

一西本願寺より為御見廻使者差越候事、

醍醐理正院
使者

一醍醐理正院殿より断(マ)右同



一銀三百目 大神樂料

右伊勢ニて御祈禱のため例年

伏見より御代参を以被差上候、依之

栗屋四郎兵衛へ被仰渡、伏見より

御先へ被遣候事、

一銀貳枚 御祈禱料

右大殿様其外御子様方

御祈禱之御心持ニて四郎兵衛を以

被差上候事、

一銀貳枚 栗屋四郎兵衛

右伊勢へ為御代参被遣ニ付

被遣候事、

清水へ

一銀壹枚 御初尾

右清水へ御往来之度々京都

役人之内より御代参被仰付、此度も

右之通ニ候へとも右之外ニ

御意を以栗屋新二郎為

御代参清水へ被差越候付、右之通候事、

下賀茂へ

一銀壹枚 御はつほ

右口羽七郎兵衛御代参被仰付候、

是も例年京都役人之内を以

御はつほ被差上候へとも、此外ニ

七郎兵衛参詣被仰付候事、

一駕籠壹丁 賀茂往来

右口羽七郎兵衛へかご被仰付候事、

三月二十五日 伏見御

伏見発 三条屋敷 三條御屋敷へ被為入候、冷泉

二郎右衛門御熨斗差上、二郎右衛門へも

被遣候、左候而追付御朝御膳被

召上候事、

大備 一大備之儀、早晚京都迄ハ御供不

大津道分岐 被仰付ニ付而、大津道わかれ候間、

大備ハ大津へ被遣、御手廻り

御備計ニて京都へ被成御座候、左候て

又御道口迄大備出向御供ニて

大津へ参候事、

京都 一毛利宇右衛門・栗屋帯刀兩人共ニ

京都へ御供之事、

京都所司代 一土屋相模守殿へ御付届ニ御出

被成候付而、御時分冷泉二郎右衛門へ

聞合被仰付、御朝御膳被召上、

五ツ過被成御出御相对相澄候、

然者相模守殿へ御立寄之儀、

老中大久保
忠朝

於江戸大久保加賀守殿へ以

公儀人被得御内意候処ニ、御かけ

(10)

通りニ御立寄被成、公方様

御機嫌被相窺可然との御内意

之由、江戸より申来ニ付、御立寄

被成候、相模守殿へ之被進物有之、

此(奥)おくニ相見へ申候事、

一(京都所司代・土庫)相模守殿より前関白様へ

前関白様
右府様
西園寺様

被成御座御相对、右府様(鷹司兼應)ニも

彼御方ニて御相被成候付、右府様へハ

不被成御出候、夫より西園寺様へ被成

御座候、始而御相对被成候ニ付而

御吸物出、御盃まはり相御帰候事、

一前関白様・右府様・西園寺様へ

御見舞被成候儀、大体御付届なし

ニハ不被為成儀ニ付而、相模守殿へ

(11)

御立寄被成候段被得御内意候、

御次手ニ右御衆中様江も

ちらと御立寄御相对被成候てハ

いかゝ可有御座成哉之段、加賀守殿へ

被得御内意候処ニ、此段ハ大坂・

伏見之間より土屋相模守殿へ

被得御内意、差図次第ニ被成候様ニ、

其様子ハ公家衆之御すうき

有之、御方之分ハ相模守殿へ

御書出シ書有之候条、御見舞

被成不苦候首尾ニ候へハ、彼方より

差図可有之候間、相模守殿へ

御問合被成可然候由、右加賀守殿

御内意之由江戸より申来候、

(12)

依之大坂・伏見之間より可被得

御内意との御事ニ候処ニ、相模守殿へ

御立寄御相对之上、御直ニ

右之赴御たつね可被成との

御事ニ而、大坂・伏見之間よりハ

不被仰達候事、

京都発

一三条御屋敷ニて御夕御膳被召上、

五ツ過京都御立被成候事、

一冷泉二郎右衛門・検使渡辺与市左衛門へ

御料理被遣候事、

一銀拾枚

冷泉二郎右衛門へ

綿入羽織

一わた入御羽織壹ツ

一銀三枚

渡辺与市左衛門へ

一わた入御羽織壹ツ

(13)

一京都へ被召連候御供之内、伏見より
京都同所より大津迄駕籠被遣候
人数左ニ記之、

梶杜権七郎・乃美左源太
桂 権九郎・棕梨友之丞

村田二郎右衛門・口羽七郎兵衛

栗屋十兵衛・吉屋権左衛門

張 半右衛門・坪井与左衛門

川上宗全・栗屋五郎右衛門

原田友庵

右十三人へ駕籠被遣候、此外江

増駄賃銀被立遣候事、

一京都へ多人数被召連候儀

不被為入儀ニ付而御用有之者計

⑩……………

被召連候事、

一金百疋充

御はつほ

八幡・稲荷・祇園・清水

北野・上五霊・賀茂・愛宕

右京都御役人之内、御代参申付

候様ニと冷泉へ沙汰之事、

広折

一広折二箱充

一御肴二箱充

前関白様へ

右府様へ

紗綾

一(紗綾カ)さや五卷

長君様へ

⑪

一金千疋

一御肴一箱

西園寺様へ

右いづれも土屋右衛門ハ御使ニて
被進候事、

広折

一広折二はこ・御肴一箱

中宮様へ

右之通御使者を以被進候、将又

彼御方様よりも伏見へ御使者ニて

両種御音信有之候、此御札をも

被仰進之候事、

広折

一広折二十束

(修慶)
勧修寺大納言殿へ

一御肴一箱

右御使者兼重新右衛門を以被進候事、

⑫

一白さや三卷

妙源院殿へ

右同人御使ニて被遣候事、

太刀馬代

一御太刀大馬代

広折

一広折三十束

土屋相模守殿へ

右御使者御手廻物頭之内を以、

太刀馬代
一 御太刀小馬代
一 広折三十束

（京都奉行・直勝）
前田安芸守殿
（京都奉行・重次（正良））
井上志摩守殿
（伏見奉行・善次）
岡田将監殿

右御使者断右同、

一 鷗一折 前関白様より

鷗

右禁裏より御拝領之由にて

御相對以後、三条御屋敷へ御

音信二付而、為御礼兼重新右衛門

被進候事、

一 興門跡より二条御屋敷へ使僧

有之二付而、為御礼右同人被遣候事、

一 神尾伊予守殿、二条御屋敷へ

御見廻被申二付、為御礼黒沢源右衛門

被差越候事、

京都御発駕被成候、御跡にて諸所へ

被遣物之事、

一金千疋充

梨木三位殿・真乘院殿

梨木民部殿

（108）

一 広折二十束充二箱充ニシテ

東大寺黄梅院

広折

一 銀三枚充付紙

清水ノ
成就院

一 広折式十束二箱ニシテ

一 箱肴一種

平野藤二郎殿

但、彼方事上方筋御代官二付、

御俟約二相成候ても御詮儀之上

被遣物有之候、就夫此度も如此、

然者彼方より使者・飛脚、尤音信

物等被差上候儀ハ御断之事、

一 銀五枚

大文字や市郎兵衛

一同壹枚

同 宗音

（109）

一金貳百疋

同人女

一 御小袖貳ツ

大黒や差四郎

一同壹ツ充

同人手代
七郎右衛門

同 差兵衛

一 御小袖貳ツ充

三木権大夫

小牧彦左

大和や宗栄

三木了甫

権大夫手代
市郎兵衛

一金五百疋充

しゆしん

みむろ

うら尾

一同三百疋充

おたく

おやの
おしま

小袖

一 広折二十束充、二はこ充ニシテ

竹内常規

藤村道有

那波や勝斎

一金三百疋

竹田紹旦

中呂様より之御使

一同三百疋充

藤木甲斐

前關白様より之御使

青木志摩

長君様より之御使

射場市郎右衛門

妙源院殿より之使

藤岡喜右衛門

右府様より之御使

一金貳百疋充

松本主馬

(11)

西園寺様より之御使

宮城喜内

真乘院殿より之使

西川清右衛門

東大寺より之使

中村玄可

右之分ハ京都御立被成候御跡

ニて冷泉二郎右衛門沙汰仕、諸所へ

差越候様ニと被仰付候事、

大津着

一 三月廿五日七ツ過、大津へ御着

被成、肥前や九左衛門所へ被為入御宿

被成候事、

一金百疋充

小野半之介殿使

小野長左衛門殿使

猪飼二郎兵衛殿使

(12)

右大津御着ニ付而使被差越候処、

使へ右之分ニ被遣之、右之内御

音信被仕たる方も有之候へ共

御受用無之事、

一金貳百疋充

小野半之介殿手代

上坂丈右衛門

同人与

三宅弥右衛門

右大津御着之時分為御馳走

罷出ニ付而被遣之、

一金貳百疋

大津古御宿主

矢嶋万之介

右大津御本陣へ罷出ニ付被遣之、

差上物有之候へ共御受用無之、

香川六郎左衛門より之

一金百疋

飛脚へ

(13)

(忠團)

右酒井靱負佐様御家来、

大津迄為伺御機嫌飛脚

差越候付而被遣之、

一 御小袖貳ツ充

小野半之介殿

小袖

小野長左衛門殿

猪飼二郎兵衛殿

小袖

一 御小袖壹ツ

綿入羽織

一 わた入羽織壹ツ

小野物左衛門殿へ

右大津辺御代官ニ付、前々より之

格を以御使者三井吉左衛門を以
被遣候事、

一銀五枚

羽二重羽織(14) 肥前や九左衛門

右大津御宿主二付被遣之、

鮎鮎桶 一鮎のすし一おけ 梨木三位殿

同 民部殿

右大津迄為御見廻被罷出候、

御相對以後御次にて二汁五菜之

濃茶 御料理、尤濃茶迄被差出候

干鱈 一千鱈一折 田中九藏

右草津御宿主二付、飛脚を以

右之通二差上候、飛脚へ錢貳百

文被遣候、但廿六日之御昼彼者

所にて被成二付、差上物御受用也、

塩鱈 一塩鱈壹こん 大津御宿主
大坂や嘉左衛門

右彼者所二も近年御宿被成二

付而差上物仕候事、

石山觀音 一金百疋 石山觀音へ

右御名代祖式三左衛門被仰付候事、

三月二十六日 三月廿六日辰の上刻大津御宿
大津発

發駕之事、

草津

一同日御昼草津御宿主田中

九藏所也、

一銀貳枚 田中九藏へ

一金百疋 同人世倅

右御昼休被成二付而被遣之、

公儀御銀子 一公儀之御銀子百駄、大坂より
閑泊一件 江戸へ御取越候為才料、両頭(マ)驚古(警固)

二て被罷越候、然者三月廿七日

殿様関二御一宿被成筈二候処二、

右之御銀子も閑泊之由、彼地

御本陣より注進仕候、依之前々之

様子を聞合被仰付候へ共、とくと

不分明二付、草津御昼休より京都

にて冷泉二郎右衛門、大坂にて河野右衛門

所へ粟屋帶刀より奉書を以早々

右之趣儲成手筋江承合、急度

様子申越候様二と申遣候、依之京・大坂

町奉行衆用人へ聞合仕候処二、

御銀子一宿之所へ御宿被成候儀ハ

不宜候間、御遠慮被成可然候由内意

之由両人方より申来候、就夫関

御泊を被差替、俄二石薬師御

一宿ニ相成候、右之御銀子此御方

御備と跡先を参事候故、御家来

中も御銀子ニさへり不申様ニ、途中

御銀子ニまへりかゝり候時ハ、下馬

とも仕候様ニと御家来へ被仰渡候事、

一御銀子才料衆へ御使者ニて御

勤有之候事、

関

一金貳百疋

石川佐左衛門

右之通ニ関御一宿之筈ニて

(18)

先達而御関札等御意申置候処ニ、

御銀子泊申ニ付而、此段為注進

関ノ御宿主同道仕、草津へ

罷越候付、為苦勞分被遣之、

関ノ御宿主

一金貳枚

伊藤平兵衛

右同断ニ付、草津迄罷出ニ付被遣之、

石部御宿主

一金百疋

三太寺小右衛門

右石部御通之時分御道筋へ

罷出候ニ付而被遣之、

田川村の茶屋

一金貳両

井上庄右衛門

一同老両

同 甚兵衛

右御通り之時分庭御覽被成ニ付

(19)

被遣之、

水口泊
本陣鵜飼伝
左衛門

一三月廿六日水口ニ御一宿被成候、

御本陣鵜飼伝左衛門、

一銀五枚

羽二重羽織

一羽二重裕羽織老ツ

鵜飼伝左衛門

右御宿被成ニ付而被遣之、

一金貳百疋

中西文左衛門

右水口古御宿主ニて御本陣へ

罷出ニ付而被遣之、

(明英)

水口藩主

一水口加藤佐渡守殿在所ニ

候へとも、為何御馳走之ふりも

無之ニ付而、御勤之御沙汰無之、

(20)

三月十七日
水口発

一三月廿七日辰ノ上刻水口

御立之事、

猪飼二郎兵衛殿手代

一金貳百疋

小川弥右衛門

右土山御通り之時罷出御馳走遂

仕ニ付而被遣之、

土山御宿主

一金百疋

土山喜左衛門

右御通り之時分、路次へ罷出ニ付

被遣之、

坂の下

一三月廿七日御昼坂の下御宿主

大原孫九郎所也、

(21)

一銀貳枚

坂の下御宿主

羽二重羽織 一羽二重羽織壹ツ

大原孫九郎

民部子

一御小袖二ツ

村上竹之允

小袖 右民部事病氣之由にて、為

名代坂の下迄罷出二付被遣之、

右同人手代

一金百疋充

大宮少右衛門

同

山越武左衛門

右竹之允二付参候付被遣之、

猪飼二郎兵衛殿手代

一金貳百疋

龍代九郎兵衛

右為御馳走坂の下罷出二付被遣之

(註)

一関御宿主へ被遣物之儀、草津にて

被遣候付、関御通り之時ハ不及沙汰候事

(重)

龜山

一龜山御通り之時分、板倉隠岐殿へ

御使者を以被仰入候、御使者三井

善右衛門也、

龜山御本陣

一金百疋

樋口太郎兵衛

右御通り之時分罷出二付被遣之、

庄能御本陣

一金百疋

柳屋兵左衛門

右断前同

(註)

石薬師泊
本陣園田庄
兵衛

一三月廿七日石薬師御本陣、

園田庄兵衛所ニ御止宿也、

拾羽織

一銀五枚

一拾羽織壹ツ

園田庄兵衛

右御一宿被成二付而被遣之、

一銀貳両

石薬師へ

右御泊之晩大和平五郎為

御名代被差上候事、

桑名

一錢貳百文充

鶴や市左衛門飛脚

橘や利兵衛飛脚

佐々部茂左衛門飛脚

(註)

右三人より薬師迄飛脚

差越候付而被遣之、

四日市本陣

清水太兵衛

一金百疋

四日市御本陣

清水太兵衛

右御通り之時分罷出二付被遣之、

三月二十八日

一三月廿八日卯の上刻、石薬師

石薬師発

御発駕之事、

桑名

一同日御昼休桑名鶴や市左衛門

所也、

(定重)

一松平越中守殿御在江戸にて

候へ共、御通り筋へ御馳走人所々へ

被差出掃除旁被入念、扱又

宮へ之御渡海船など御馳走

(註)

二付而、為御礼御使者を被差越候、御使藤井長右衛門也、

一桑名へ御着之時分町奉行兩人

船奉行罷出候、依之中村与左衛門を以御苦勞二被存之由被仰遣候事、

一銀貳枚

羽織

一御羽織壹ツ

鶴や市左衛門へ

右御昼被成候付被遣之、

一銀貳枚

右同人

右ハ桑名より宮へ之御召舟之儀ニて、

(四)

越中殿より御馳走有之候、依之

右之御馳走舟之船頭・舸子共へ

檜重御菓子

等被遣候付、左様之

為調旁先達而御台所役人

彼市左衛門所へ参相調候故、夜中

油薪等彼者造佐^(作)入有之ニ付、

右之造佐入二被対各別二被遣之、

一金貳百疋

鶴や市左衛門母

右差上物仕付而被遣之、

一同貳百疋

鶴や三四郎

右桑名より菓師御一宿へも罷出候

扱又最前ハさやへ御廻り被成、一宿ニて

(四)

宮へ御渡海之儀不及沙汰候処ニ、

日和よく順風ニ付桑名より

直様御渡海之筈ニ相成ニ付而、

御召舟旁心遣仕候様ニと被

仰付きもいり申ニ付、右之分二被遣候事、

一金百疋充

松平越中殿家来

辻 嘉右衛門

今村八郎兵衛

黒淵九郎兵衛

右桑名御着之時分、道橋

掃除旁為見合諸所へ罷出

居候付被遣之、

一銀壹両充

桑名庄や

兩人

右四日より桑名迄之間、道橋

(四)

掃除見合として罷出ニ付

被遣之、

一金貳百疋充

大田惣大夫

大田道仙

佐々部茂左衛門

右御本陣へ罷出ニ付被遣之

一金百疋

大田惣大夫母へ

一銀壹枚

橘や理兵衛

右船等之儀ニ付、前後心遣仕ニ

付而被遣之、

内田庄内より之

一錢四百文

飛脚

(18)

右宮より桑名へ飛脚指越候付被遣之、

羽重小袖

一羽二重小袖壹ツ

松平越中殿

一同わた入羽織壹ツ

大船頭一人

綿入羽織

一銀老枚

同 小船頭一人

一金百疋

同 梶取一人

右越中殿より御馳走之御召

船へ乗与仕二付而被遣之、

御召舟

一銀三枚

舩子中へ

一金三百疋

立花や理兵衛

一同百疋

同 清兵衛

御本陣手代

一同百疋

惣大夫

◆29年度

(19)

会所之

一同百疋充

(伝左衛門 半兵衛 又左衛門)

御船きもいり

一銀老枚

大森茂左衛門

御かり船之次第

一四人乗水主

拾艘

代拾貳貫五百文、壹艘二付壹貫

貳百四十八文、

一五人乗水主

三十八艘

代五十五貫八百拾貳文、壹艘壹貫

(20)

四百六十六文、

一六人乗水主

貳十壹艘

代三十四貫七百七十八文、一艘二付

壹貫六百五十四文、

一増水主六人

代壹貫四百十八文、壹人二付

貳百三十五文、

一船之屋形二艘分、代壹貫文

(阿川毛利・江加判(粟屋・当役

但、毛 宇右衛門・栗 帶刀方乗船

屋形之分

右御供中乗舟として右之辻

御からせ候、但御供之内当番之

面々、又ハ定御供之者計へ乗舟

被仰付候、非番之分ハ自分かり事

(21)

被仰付候事、

一桑名にて御舟二被為召候時分、越中殿より

被差出候御馳走舟之大船頭へ

御目見被仰付候、尤御船中ニても

右之通二候事、

一於桑名御かり船之船配として、

桑名備船

先達而黒沢源左衛門被遣候、扱又

諸事見合として御目付細原

惣右衛門被遣候事、

一非番にてまいり候者之儀ハ、御

発駕不被成内、夜中七ツ時分

出足仕、御供一同之御人数へ

込相不申様ニ渡海仕候様ニと被仰付候事、

(四)

松平伯耆守殿も同日ニ桑名

桑名渡海

御渡海、依之於路次御双方

御使者ニて被仰達候事、

一三月廿八日順風ニて宮へ御渡海、

則御本陣内田庄内所へ被

尾張中納言

一尾張中納言様より内々被仰付候由ニて

御使者を以兩種御音信、其上路次等之

掃除被入御念被仰付候、中納言様

御在府ニてハ候へ共、為御礼御家老中迄

御使者を以被仰達候、御使者御使番

兼重新右衛門被差越候事、

(五)

小袖

中納言様より之御使
成瀬吉兵衛

右為御使者宮御宿迄参候付、

兼重新右衛門を以被遣候へ共受納

不仕候事、

宮町奉行

一長樽壱ツ壱斗入

長樽

一串海鼠一箱

右為御馳走被差出ニ付、御使者

三井吉左衛門を以被遣之、

熱田神宮神主

一金百疋充

熱田神宮神主

一同式百疋

熱田八幡

右宮御宿へ罷出候付被遣之、

鳴海本陣

一金百疋充

熱田神宮神主

一同式百疋

熱田神宮神主

右宮御宿へ罷出候付被遣之、

熱田神宮神主

一金百疋充

熱田神宮神主

一同式百疋

熱田神宮神主

右宮御本陣へ罷出ニ付而被遣之、

熱田神宮神主

一同式百疋

熱田神宮神主

右宮御宿へ罷出候付被遣之、

熱田神宮神主

一同式百疋

熱田神宮神主

右宮御宿へ罷出候付被遣之、

熱田神宮神主

一同式百疋

熱田神宮神主

右宮御宿へ罷出候付被遣之、

熱田神宮神主

一同式百疋

熱田神宮神主

右宮御宿へ罷出候付被遣之、

熱田神宮神主

一同式百疋

熱田神宮神主

右宮御宿へ罷出候付被遣之、

熱田神宮神主

一同式百疋

笠寺觀音

一銀壹両

笠寺
觀音へ

右三井吉左衛門御代參被仰付候事、

三月十九日
宮出発
一三月廿九日辰の上刻宮

池鯉鮒本陣

御発駕之事、

一銀五枚

池鯉鮒御宿主
長田清兵衛

羽重裕羽織
一羽二重裕羽織壹ツ

右御宿被成候付而被遣之、

綿入羽織

一綿入羽織壹ツ

同人親
修信

右脇々御昼御泊ニて、妻子共より

(註)

何そ差上御案内申上候時ハ、金子

貳百疋百疋之間被遣候、然者池鯉

鮒御本陣よりハ別而遂御馳走、

御家来中へも馳走達仕候付而、

被遣物ニ御心持被成候ハて不叶儀候、

併御本陣へ之被遣物ハいつれと

候ても相定格有之候故、其格を

(外し)

はつし被増遣候時ハ当り相二も

可相成と候て、右之分ニ親修信へ

御羽織壹ツ被遣候事、

一銀貳匁

岡崎御本陣より之

飛却へ

右池鯉鮒迄飛却差越ニ付被遣之、

一江戸御留守番手之面々、御

番手相仕廻御先人数へ入替仕、

(註)

三月廿八日ニ池鯉鮒江着仕候、

翌廿九日池鯉鮒御泊之段者

兼而承ニ付而、彼宿ニ相控番頭

原九右衛門相番一同ニ同道仕御本陣へ

罷出候、早速達上聞御目見

被仰付、即時御暇被遣、同晩池

鯉鮒出足仕候、旅行之儀ニ付

いつれも袴計ニて被召出候事、

四月一日

一四月朔日早晩之御刻限ニ池鯉

池鯉鮒出発

鮒御発駕被成候、今日於岡崎

公儀銀子一行

御昼被成筈ニ候処ニ、公儀御銀子ニ

相障御昼休不被成候事、

岡崎本陣・浜
島四郎左衛門

一銀壹枚

岡崎御本陣
浜島四郎左衛門

(註)

右四月朔日彼者所御昼休被成

筈ニ候処ニ、公儀御銀子ニ相障、御

昼不被成候付而右之分ニ被遣候事、

藤川本陣・天
野九郎左衛門

一金百疋

藤川御本陣
天野九郎左衛門

右御通り被成候時分罷出ニ付被遣之、

一金百疋 美濃部五右衛門殿使

右藤川御通之節使被差出二付被遣之、

一金百疋 右同人手代 三國平左衛門

右藤川御通り筋罷出御馳走

達仕候付被遣之、

(註)

赤坂本陣・松平彦十郎

四月朔日の晩赤坂御一宿被成候、御本陣松平彦十郎、

赤坂 西明寺 一銀壹枚

右御本陣へ被罷出二付三井吉左衛門

御使者ニて被遣之、

一銀貳匁 吉田御本陣より之 飛却へ

右赤坂迄飛却差越候付被遣之、

一錢貳百文

右二川御本陣より断右同、

一銀壹匁

右見付御本陣より断右同、

(註)

羽 重槍羽織 一銀五枚 松平彦十郎

一羽二重槍羽織壹ツ

一金貳百疋 同人女

一同貳百疋 同人世倅

右御宿被成候付而被遣之、

御油本陣 御油之御本陣へ 鈴木半右衛門

一金貳百疋 右赤坂迄罷出二付被遣之、

四月二日 一四月二日辰ノ上刻、赤坂御立之事、
赤坂出発 (徳川綱趣)

一尾張中將様御暇出、四月二日赤坂

御泊之由相聞候儀、依之為御見廻

御道口迄御使者被差出候、然者

(註)

殿様二川ニ御昼休之内中將様

御通り被成二付御相對無之候、右之

御使者御使番兼重新右衛門也、

二川本陣・後藤五左衛門 一川御本陣 後藤五左衛門

一銀貳枚

右四月二日彼者所ニ御昼休被成

付而被遣之、

一金貳百疋 同人世倅

一銀壹両 はま松御本陣より之 飛却

右二川迄飛却差越候付被遣之、

白須賀御本陣 大村伝之丞 白須賀御本陣 大村伝之丞

一金百疋

右御通り之時分罷出二付被遣之、

(註)

新居泊 (新居) 一四月二日荒井御一宿被成候、
荒井本陣・引田八郎兵衛

御本陣引田八郎兵衛

荒井奉行
白縮緬
榑海鼠
一白縮緬五卷
荒井御奉行
松平主馬殿
一串海鼠一箱

右早晚之通ニ御召舟御馳走

有之、且又彼方よりも御本陣へ

使者被差越候、主馬殿在江戸

ニて候へ共、為御礼旁秋里治左衛門

御使者ニて右之通ニ被進候、但此御

使者翌朝被遣候事、

羽重裕羽織
一羽二重裕羽織
主馬殿より之使者
景山平蔵

右主馬殿より之使者参候付而

(14)
被遣之、

秋鹿道重
一秋鹿長兵衛殿より使者を以御

音信有之候、然共御儉約ニ付而

御受納無之、

主馬殿与力

一銀貳枚
後藤三郎兵衛

右例年之通ニ罷出別而御馳走達

仕ニ付而被遣之

断右同

一同貳枚充
景山平蔵

(大村吉左衛門

右両人事、去年岩尾御国本へ

下り候時分、於御関所別而情を

出心遣仕付而被遣之、右いつれも
御歩行使ニて被遣之、

後藤三郎兵衛

景山平蔵

右荒井御渡海之時分御関所之

前ニて御目見被仰付候、大村

吉左衛門へも御目見可被成との

儀ニ候へ共、当番ニ付不能其儀候事、

秋鹿長兵衛殿

一金貳百疋
使者へ

右荒井御本陣へ被差越ニ付而

被遣之

袋井御本陣より之

一錢三百文
飛却へ

荒井へ飛却差越ニ付被遣之

(15)

一銀五枚
荒井御本陣へ

引田八郎兵衛へ

羽重裕羽織
一羽二重裕羽織

右御宿被成ニ付而被遣之

一銀貳両
荒井あみ打へ

右御通之節罷出ニ付被遣之

一秋鹿長兵衛殿手代へも荒井

御番所之前ニて御目見被仰付候事

秋鹿長兵衛殿手代
一銀老枚
鳥井貞左衛門

一同老枚
三宅四郎左衛門

右兩人ハ荒井・舞坂両所之御

舟番ニテ御渡海之時分も心遣仕候付被遣之、

(14)

松平主馬殿より御馳走舟

一金百疋
船頭へ

右同人より之御馳走舟之

一同三百疋
舸子中へ

秋鹿長兵衛殿より之御馳走舟

一同百疋
船頭へ

一同式百疋
右之舸子中へ

荒井船間や

一同式百疋
引田八郎兵衛

右御かり舟之心遣仕二付被遣之

一同百疋充
同人世倅

同所之
引田与兵衛

右同断二付而被遣之

御船肝煎

一同百疋充
弥兵衛

(15)

庄や

六郎左衛門

一金老歩式拾二切卜錢五百八文

但、御かり舟式百式拾艘之賃銀

老艘二付而錢百三十文充

一荒井船配として御手廻物頭藤井

長右衛門先達而荒井へ被遣、かり舟

新居船配り

等心遣被仰付、船場ニテ御家来

一度ニ参かゝり候てハ以之外もめ相、

見聞も悪敷、不慮之儀も出来

可仕候間、船場より手前ニ長右衛門与之

者差置、御人数どつとまいり

不掛、船場込相不申ほと順々

御人数を船場へくり出、乗与

申様ニ心遣可仕之通被仰渡候、

(16)

依之非番之御目付衆をも

被差出下知被仰付候事、

一荒井之儀も舟被遣候物切ハ、当番

又ハ定御供之面々迄舟被仰付、

非番ハ自分かりニテ渡海仕候事、

一金式百疋
宮崎伝左衛門

右舞坂之御本陣荒井御渡海之

時分、御渡場へ罷出心遣仕二付

被遣之

舞坂御庄や

一金百疋充
太郎左衛門

同所問や

三左衛門

右同断二付被遣之、

(17)

舞坂御本陣

一同百疋
宮崎伝左衛門

舞坂本陣宮崎
伝左衛門

右御通り之節罷出二付被遣之、

小袖

一御小袖壹ツ

うふみ村之
中村源左衛門

右同断ニ付被遣之、

裕

一御拾二ツ、包のし

中和泉ニて

秋鹿長兵衛殿

右荒井御止宿之時、早々

使者被差越、且又船御馳走

被申ニ付而、御使者中村与左衛門を以

右之通被遣候事、

(15)

裕
近山正友

一御拾二ツ

中和泉ニて
近山六左衛門殿

右手代共差出御馳走被申ニ付、

御使者右同人を以被遣之、

浜松本陣梅屋
市左衛門

一四月三日御昼浜松御本陣

梅屋市左衛門所也、

一銀貳枚

梅や市左衛門

一御拾羽織壹ツ

右御昼休ニ付被遣之、

一金貳百疋充

右同人女

同人世倅

右同断ニ付被遣之、

(16)

一錢貳百文

右掛川御本陣よりは(浜松)ま松迄飛却

差越ニ付被遣之、

堀奉行稲垣路
一四月三日途中ニて、境御奉行稲垣(堀)

淡路殿へ御行相被成候、御相對ハ無之、

秋里治左衛門御使ニ被遣候事、

浜松城主青
山下野守
一四月三日浜松ニ御昼休被成候、依之

彼地城主青山下野守殿へ御使者

を以御案内被仰入候、御使兼重

新右衛門、

一小判三両

小越船貳拾四艘
〔間ヘカ〕

右天龍川御かり舟賃銀、

(17)

一金三百疋

右高瀬舟六艘間へ被遣之、

一同貳百疋

右往還之渡舟四艘へ被遣之、

近山六左衛門殿手代

一同貳百疋

井出善二郎

右六左衛門殿手代差出被申、

かり舟心遣等仕候付被遣之、

同所庄や

一同百疋充

大橋平左衛門

同

市川小右衛門

右兩人御かり舟心遣仕ニ付

被遣之、

(18)

天龍川

一天龍川へも先達而御手廻

物頭・非番之御目付被遣

船場行規旁見合被仰付候事、

一金貳百疋

近山六左衛門殿手代
浅井貞右衛門

右見付御通り之時分罷出候付

被遣之、

見付本陣・
上村清兵衛

一銀老枚

見付御本陣
上村清兵衛

右彼者所御昼休之筈候処ニ、

公儀銀子一行

公儀御銀子ニ相障、御昼事不被成候

(前應)
然共前かとより御約束之首尾ニ

付而、掃除等仕候付被遣之、

一四月三日袋井御一宿被成候、

袋井泊
袋井本陣田代
八郎左衛門

御本陣田代八郎左衛門所也、

一銀五枚 御給羽織袴ツ

田代八郎左衛門へ

一金百疋充

同人女

同人親

右御一宿ニ付被遣之

一大殿様より為御見舞御歩行

使被差越候、袋井御一宿へ

参候事、

裕

一金貳百疋

大殿様より被差越候御歩行使へ、

袋井代官美
濃部末茂

一袋井辺御代官美濃部五右衛門殿、

前々ハ不被仰達候、然所に

袋井御泊へ使者被差越、両種

御音信被仕候、然共御俟約ニ付

御受納無之事、

一御給貳ツ包のし (広蓋) 広ふたニ入

美濃部五右衛門殿へ

右前々ハ被遣物無之候ても、

御往来度々御馳走達

有之、其上此度ハ袋井

御泊へ使者被差越ニ付、此度より

右之通ニ被遣之、御使者三并

吉左衛門、

(157)

近山六左衛門殿

一金貳百疋

使者へ

右袋井御泊へ被差越ニ付被遣之、

美濃部五右衛門殿

一金百疋

手代

右袋井被差出御馳走達仕ニ付被遣之、

此以後ハ貳百疋充被遣可然との事、

鳴田御本陣より之
飛却へ

一銀三匁^{〔飛脚〕}
右袋井迄飛却差越二付如此、

一同式匁

右日坂御本陣より断右同、

四月四日
袋井出発
一四月四日辰ノ上刻袋井御

発駕之事、

掛川本陣
一銀壹枚
掛川御本陣
沢野弥三左衛門

右掛川ニ御昼休之筈候処ニ、公儀

御銀子ニ障り無其儀候、依之被遣之、

日坂本陣
一銀貳枚
日坂御本陣
片岡清兵衛

一同式両
同人女

右かけ川御宿差越候付、日坂

御昼被遊候故被遣候事、

一金貳百疋
美濃部五右衛門殿
使者へ

右日坂御通之時、使被差出

付被遣之、

一同百疋
右同人
家来

右同所罷出、掃除等見合

仕候付被遣之、

岡部御本陣より之
飛却

一錢貳百文
右日坂迄差越候付被遣之

兼川^{〔兼川〕}の

一銀貳両
清二郎

右御通り之時分、早晚之通二

矢の根献上
矢の根差上候、御俟約二付

御受納無之、然共右之通被遣之、

大徳院
一銀壹両
鳴田山伏
大徳院

右御通り時分、金谷迄罷出二

付被遣之、

一金貳百疋
長谷川藤兵衛殿^{〔膳〕}
手代へ

右御通之節手代被差出、御馳走

達仕候付被遣之、

金谷本陣
一金貳百疋
金や御本陣
柏や八郎左衛門

右常之御宿主罷出候へハ

金百疋充被遣候へ共、是ハ大井川

之儀心遣仕候付被遣之、

一金三百疋
長谷川藤兵衛殿手代
飯塚太郎右衛門

右大井川御渡之時、川端罷出心遣

仕二付而被遣之、

一同貳百疋充

右金谷御本陣柏屋八郎左衛門・同源三郎・

弟六郎左衛門・半三郎・清兵衛、此五人川「(はたカ)」

罷出心遣仕付、貳百疋充被遣之、

一同百疋充

右金谷町年寄市郎兵衛・三郎左衛門・

藤左衛門・三郎右衛門・六郎兵衛・五郎左衛門・与四郎、

此者共川はた罷出心遣仕候付、

百疋充被遣之、

一銀三両充

右瀬ふみ四人へ三両充被遣之、

(註)

長谷川藤兵衛殿手代

一金二百疋

福嶋与五右衛門

右川はた罷出、心遣仕二付被遣之、

一金百疋充

島田御本陣

右島田御本陣置塩藤四郎・同勝之允・

弟平兵衛・仁兵衛、四人へ百疋充被遣之、

一銀三両充

右置塩藤四郎・親類忠兵衛・

六郎兵衛・長右衛門・惣右衛門・嶋田町

年寄又兵衛、此者共心遣仕候付、

三両充被遣之、

一銀貳両充

右瀬ふみ四人へ貳両充被遣之、

(註)

一錢八拾貳貫百六拾四文

右川越貳千四百六十五人分

壺人二付三十貳文充

大井川渡河

一大井川之儀も当番又へ定詰にて

まいり申者計へ川越被遣候、先達而

御手廻物頭川はたへ被差出置、

金谷御本陣へ川越等之儀沙汰被

仰付候、尤非番御目付衆をも川端

被差出諸事見合被仰付候事、

嶋田本陣

一銀壹枚

嶋田御本陣

置塩藤四郎

右彼者所御昼休之筈二候へ共、公儀

御銀子二障り御昼不被成候、然共右之通二

(註)

被遣候事、

一金百疋

同人世倅

右差上物仕候付被遣之、

嶋田鍛冶

一銀貳両

貞助

一同壹両

同人世倅

右御通之節罷出二付被遣之、

一御拾二

包のし
広ふた二

長谷川藤兵衛殿へ

右金谷・嶋田へも手代差出三付、

川はた見合被申付御馳走達

拾

被仕二付、御礼為旁御使者を以
嶋田御通之時分被遣之、御使
三井吉左衛門也、

藤枝本陣

一金百疋

藤枝御本陣

青島与右衛門

右御通り之時分罷出二付被遣之、

岡部泊 本陣
二刀清左衛門

一四月四日岡部御一宿被成候、御本陣

二刀清左衛門所也、

大井川渡河
の書状

一大井川無御別条被成御渡付而、

大殿様江為御知岡部御泊より

御飛札を以被仰進候、紀伊守様之

御前様へも御書被進候、御国元

老中方へも宇右衛門・帶刀・助之進より

相達候、吉川内蔵助殿へも有福

方迄宇右衛門・帶刀より書状を以

相達候事、

(圖)

岡部山伏

一銀壹両

大長院

右御通之節罷出二付被遣之、守徳

三枝撰津守殿内

一銀壹枚

桂 平蔵

駿府城代三
枝撰津守家
来桂平蔵

右彼者事、御家来より罷出たる

者二付而、岡部御泊へ為伺御機嫌

罷出二付而被遣之、但差上物

仕候へ共御受納無之事、

駿府在番内
藤主膳使者

一金貳百疋

(信遣)
内藤主膳殿より之
使者へ

右駿府御在番二付而岡部迄

使者被差出二付、使者へ被遣之、

(圖)

一御召下呉服壹ツ

新宮左近へ

右為伺御機嫌罷出二付、

御目見被仰付被遣之、

駿府町奉行
大久保甚兵衛
使者

一金貳百疋充

駿府御番 (信)
大久保甚兵衛殿

使者へ

駿府代官井
出治左衛門

御代官 (正基)
井出治左衛門殿

使者へ

右岡部御泊へ使者を以

御音信有之候付、使者へ右之

通二被遣之、御音信物御受納

無之事、

藤枝本陣

藤枝御本陣より
飛却へ

一錢百文

右岡部迄差越候付被遣之、

(圖)

府中御本陣

一銀貳匁

飛却

右断同

府中本陣

岡部御本陣

一銀五枚

一御拾羽織壹ツ

二刀清左衛門

岡部本陣
拾羽織

(興津)
沖津御本陣より之
飛却へ

一錢貳百文

右岡部迄飛却差出付如此、

四月五日
岡部出発

一 四月五日辰ノ上刻岡部御
発駕之事、

一 銀壹両 石川忠左衛門

宇津ノ谷

(三) 宇津ノ谷
右うつつや御通之節罷出

付而被遣之、

近山六左衛門殿

丸子

一金貳百疋

手代

右まり子御通之節罷出

御馳走達仕ニ付被遣之、

丸子本陣

一金百疋

丸子御本陣
横田三右衛門

右御通之節罷出ニ付被遣之、

近山六左衛門殿手代

一金貳百疋

阿部弥五右衛門

右阿部川御渡之時、川はた罷出心遣

仕付而被遣之、

(四)

丸子肝煎

一金百疋

川村徳兵衛

右同断ニ付被遣之、

一同百疋充

右丸子肝煎吉知彦三郎・有加

七郎左衛門・石上五郎左衛門・桜井二郎兵衛・

横田金十郎・柴山源右衛門、此者共

阿部川之儀心遣ニ付被遣之、

一 銀壹両

きつもち
六郎兵衛

一金貳百疋充

阿部川肝煎

石上市郎兵衛

同 加藤八郎兵衛

同 曾年忠兵衛

一 錢拾六貫貳拾四文

(五)

但、川越千百四十人分

忝人ニ付拾四文充

安倍川渡河

安倍川
一 阿部川之儀も前々之通ニ御手廻

物頭・非番之御目付被差出見合

被仰付候、尤川越被遣候物切も

当番并定話之者計へ被遣之、

一 御太刀金馬代

駿府城代三
枝撰津守

三枝撰津守殿へ

一 御肴一箱

駿府

右駿府御城代ニ付、彼地御通

之時御使者を以被進之、御口上へ、

於江戸公方様益御機嫌克

被成御座候、恐悦御同意奉存候、

(六)

且又駿府御城内御堅固、

御自分御無異ニ御勤珍重ニ

存候、仍而此表罷通候付而

使者を以申入候、印迄右之通ニ

進候との御事、御使者

天野新兵衛

拾

一御拾三ツ 大久保甚兵衛殿

一同 三ツ 土屋市佑殿

一同 式ツ 御代官 古郡文右衛門殿

右三人駿府御城内在番二

付而、天野新兵衛御使にて被遣之、

一内藤主膳殿よりも岡部御泊へ

(三)

使者被差出二付、天野新兵衛

を以御勤有之事、

府中本陣

府中御本陣

一金百疋

和泉や平左衛門

右御通被成候時分罷出二付被遣之、

右同所かこや

一銀式両充

市郎右衛門

藤左衛門

右御通之時分罷出候付被遣之、

江尻本陣

江尻御本陣

一金百疋

寺島与右衛門

右御通之時分罷出二付被遣之、

(興建)

一四月五日沖津二御泊被成候事、

四月五日
興津泊

(三)

一駿府御城代三枝撰津守殿より

沖津御泊へ使者被差越御音信

有之候、御俟約二付而太鉢之音物

御受用不被成候へ共、駿府御城代ハ

各別之儀二付御受納被成候事、

綿入羽織

一綿入御羽織壹ツ

右二枝殿より被差越候使者へ被遣之、

一金式百疋

土屋市佑殿

使者へ

一同式百疋

古郡孫太夫殿

使者へ

(三)

右御両所よりも沖津御泊迄

使者被差越二付、使者へ被遣物

如此候事、

拾

神原にて

一御拾式ツ

井出治左衛門殿へ

右岡部御一宿之時使者被

差出、其外御通り道筋へも

人被差出御馳走被申二付而、

御使者三井吉左衛門を以被遣候事、

一銀五枚

沖津御本陣

一御拾羽織壹ツ

市川新左衛門

拾羽織

(三)

一四月六日辰ノ上刻沖津御立

被成候事、

(由比)

一銀式匁充

海士七人へ

鮑

右油井御通之節罷出鮑差上候、

御受納無之候へ共右之分二被遣之、

一金百疋

油井御本陣

石鍋市郎右衛門

由比本陣

右御通之節罷出二付被遣之、

井出治左衛門殿
手代

一金百足
右神原御通之節手代差出
被申、人馬旁心遣被申付候二付而

手代へ被遣之、

薄原本陣

一金式百足

神原御本陣
瀧縫殿右衛門

右沖津迄罷出二付被遣之、

一銀壹枚充

井出治左衛門殿手代
中村庄右衛門
同
内田甚兵衛

右富士川御渡之時川はた罷出

心遣仕三付被遣之

一金百足充

岩瀬村
岩本村 庄や拾一人へ

一同三十切

右御馳走舟三十艘へ被遣之、

一銀貳両

御召船

一金五百足

人足五十人賃銀

但、此人足ハ船場ニて御用之

御荷物・御家来之荷物船へ積 又ハ

川向ニ而諸事作廻旁二戻申候事、

一銀貳両充

人足之頭へ

一同式拾壹匁五分

渡シ舟へ被遣之

一富士川江も御手廻物頭老入、

先達而被遣舟等之儀沙汰被

富士川渡河

(10)

仰付、尤非番之御目付衆

をも被差出、諸事見合被仰

付候事、

四月六日
吉原泊

一四月六日、吉原御泊被成候事、

一金式百足

古郡文右衛門殿使者へ

右吉原御本陣へ使者被差越候付、

使者へ被遣之、

一銀五枚

吉原御宿主

一拾羽織老つ

長谷川理右衛門

一金式百足

同人世倅へ

拾羽織

(11)

一錢貳百文

三島御本陣
飛却へ

右吉原迄飛脚差越候付而、

原御本陣

一同式百文

飛却へ

右同断

四月七日
吉原出発

一四月七日、吉原御発駕被成候事

一金百足

原御本陣
渡辺平左衛門

右原御通之節罷出二付被遣之、

沼津

一金百足

清水助右衛門

右同断

(12)

三島

一四月七日、三島御昼被成候事、

三島本陣

一銀貳枚

三島御本陣
梅原二郎左衛門

一金百疋

三島古御宿主へ

一金百疋

三島明神へ

右為御代参三井吉左衛門被遣之、

御久米取帰候事、

箱ね御本陣より

一銀貳匁

飛却

右三島御昼迄飛却差越二付被遣之

(四)

一錢百文

箱ね二て山中の坊主へ被遣之

四月七日
箱根泊

一四月七日箱根御泊被成候事、

箱ね御本陣

箱根本陣川

一銀五枚

川田寛右衛門へ

拾羽織

一御拾羽織壱つ

一金貳百疋充

右同人女

右同人世倅

一銀拾枚

右八川田角右衛門事、御先代

已来御宿被成候、然者以之外

家古立及破損候 去年

(四)

御下向候時、此分二而八向後

御宿被成苦敷候間、何とぞ

取繕仕候様ニ、無左候へハ無等閑

事候へ共、本陣をかへ被申二ても

可有之由申聞せ候、其故か

破損所取繕等仕、神妙之

心入二付而、不相替此度も御宿

被成候、右造作入被对旁右之

通二被遣候事、

箱根獵師

箱ね獵師

一銀三匁充

三人

右御通之節罷出差上物仕候

御受納ハ無之候へ共右之分二被遣之、

四月八日
箱根出発

一四月八日辰の上刻、箱ね御立

被成候事、

(四)

小田原

一同日御昼休小田原也、

一大久保加賀守殿御在府二てハ

候へ共、城下御通りと申、其上

道橋掃除等被入御念候、為旁

御使者を以被仰入候事、

一銀貳枚・拾羽織壱つ

窪田七左衛門

一金貳百疋充

同人女

同人世倅

一銀貳両

三原忠右衛門

酒川渡河

右佐川御渡之時、川端罷出

(四)

心遣仕二付而被遣之、

一銀貳両

一色四郎右衛門

右同断、

一同式両充

佐川清左衛門

同 新左衛門

右同断

一 壹歩式十切

川越惣中へ被遣之

四月八日
大磯泊

一 四月八日、大磯御一宿被成候事、

大磯本陣

一 銀五枚御羽織袴つ

大磯御宿主
尾上市左衛門

一 金貳百疋充

同人女

同人世倅

水野忠増

一 大磯御泊へ水野周防殿より

使者被差越候、是ハ今日於途中

御行相被成候付、山田五左衛門御使ニて

御勤有之候付、為御礼使者参候事、

一 小判壹両

一 壹歩ナミ

右高入川被遣金都合如此、

一 御拾三つ

国領半兵衛殿へ

藤沢

右藤沢御通之時、中村与左衛門

(略)

御使者ニて被遣候事、

綿入羽織

一 綿入羽織袴つ

金井善兵衛

右藤沢御通之時、罷出ニ付而

被遣之、

一 金百疋

藤沢御宿主
蒔田源右衛門

右同断

四月九日
大磯出発

一 四月九日早天、大磯御発駕
同日戸塚御昼宿也、

戸塚

一 銀貳枚

戸塚御宿主
沢野九郎右衛門

一 金貳百疋

伊奈半十郎殿家来
黒沢喜太夫

右新宿御通之節、罷出御

(略)

馳走達仕ニ付而被遣之、

川崎御本陣より

一 銭貳百文

飛却へ

右飛却へ被遣之、

神奈川本陣

一 金百疋

神奈川
金川御本陣
石井源左衛門

右御通之時罷出ニ付被遣之、

一 四月九日川崎御一宿被成候、

翌日御参府之筈候事、

一 大殿様より為御見舞高須平七

川崎迄御差出被成候、尤御首信

物有之候、平七被召出御口上

(略)

被聞召候事、

一 内藤紀伊守様之御前様より、

後藤瀬兵衛御使ニて御首信有之、

瀬兵衛被召出、御直ニ御口上被

聞召、御返詞被仰進候事、

一 児玉三郎右衛門、国司主計より為伺
御機嫌、大番之内神代六左衛門
川崎迄罷出候事、

一 大殿様江大坂より為御見舞
被進候、三好弥三右衛事、川崎
迄罷出、御返答申上候事、

(圖)
一 毛利式部殿より使者被差上候
尤進上物有之、使者被召出
御目見被仰付候事

一 内藤紀伊様より山田武左衛門と
申もの御使にて御音信有之、被
召出御返答被仰入候事、

一 酒井鞆負佐様より歩行使
被差越候事、

一 毛利権三郎殿よりも使者被
差上候事、

裕
一 御拾壹つ
内紀伊様御使
山田武左衛門へ

裕
一 御拾壹つ
同御前様より之御使
後藤せ兵衛

一 金貳百足
酒井鞆負様より之
歩行使へ

綿入羽織
一 綿入羽織壹つ
毛利式部殿
使者へ

毛利権三郎殿
使者へ
一 金貳百足
高須平七介添三参候
御歩行へ

(圖)
一 銀壹枚
伊奈半十郎殿
使者へ

一 銀壹枚
右川崎へ使者差出被申二付而
被遣之、

一 拾羽織壹つ
岡宗閑へ
右川崎迄罷出二付被遣之、

一 銀貳枚
かまぐらや
久兵衛
右同断二付而被遣之、

一 金貳百足
長谷川五右衛門殿
使者へ
右川崎へ被差出二付而被遣之、

(圖)
一 金百足
荒川吉左衛門へ

右はまをより為伺御機嫌
差出二付被遣之、

一 同百足
宮川源兵衛

右岩尾より断右同

一 銀五枚
川崎御本陣

一 御拾羽織壹つ
伊藤惣左衛門

一 金貳百足
同人女

一 四月十日寅ノ刻、川崎御発駕
被成候事、

品川

一品川にて御昼休被成候、最前者

御昼休なしニ江戸へ被為入筈ニ

候処ニ、保科肥後守殿御即位

為御使京都へ御発足ニ付、品川

にて御立宿被成、肥後守殿を

御よけ候て、御参府可被成との

御事ニて於品川御休被成候、左候て

肥後守殿御人数通り切

候て、九つ時分江戸へ被為入候事

江戸着

品川本陣

一銀式枚

品川御本陣

拾羽織

一御拾羽織褌

岩田弥兵衛

御道中御泊
并御昼

御道中御泊并御昼

一三月廿三日大坂御乗船之事

三月廿四日

伏見

御泊

同廿五日

大津

御泊

(重)

草津

同廿六日

水口

御泊

坂下

同廿七日

石薬師

御泊

桑名

同廿八日

宮

御泊

同廿九日

池鯉鮒

御泊

四月朔日

赤坂

御泊

同一日

荒井

御泊

同二日

浜松

御泊

同三日

袋井

御泊

同四日

岡部

御泊

同五日

沖津

御泊

同六日

吉原

御泊

同七日

箱ね

御泊

同八日

大磯

御泊

同九日

川崎

御泊

同十日

江戸

御泊

同十一日

大磯

御泊

同十二日

大磯

御泊

同十三日

大磯

御泊

同十四日

大磯

御泊

同十五日

大磯

御泊

同十六日

大磯

御泊

同十七日

大磯

御泊

同十八日

大磯

御泊

同十九日

大磯

御泊

右御泊之儀、公儀御銀子江戸へ
下り申二付相支り、最前相極り

以上、伏見より十五御泊

御泊付とハ相違候て右之通ニ候、

一山村貞右衛門事、御閑札打

として御先へ被遣候、早晚ハ

兩人被遣候へ共、此度ハ貞右衛門

一人被遣候事、

(終)